
第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

一 低所得階層対策

(一) 意義

最近における消費水準の上昇傾向(経済企画庁調によれば、昭和三〇年を一〇〇とした場合三一年度は一〇二・八、三二年度は一〇六・七となり、三二年度は三一年度に比し三・七%増となつている。)は、国民生活の安定と向上を示すものではあるが、これを階層別に見た場合そこにはかなりの差異のあることに注意しなければならない。ここで忘れてならないのは低消費階層の存在である。この低消費階層の数は明確ではないが、昭和三年四月一日現在で厚生省が実施した厚生行政基礎調査結果によれば全国世帯数一、八九一万世帯のうち、低消費水準世帯は二四〇万世帯に達するものと推定される。これは、実に国民全体のうちの一二・七%を占めることになる。このように低消費階層がかなり広範に存在する限り、平均的に消費水準が上昇したといつても、それだけでは充満とはいえないのであつてここに低所得階層に対し特別な施策をする必要が存するわけである。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

一 低所得階層対策

(二) 世帯更生運動

低所得階層に対する施策としては、まず世帯更生運動がある。世帯更生運動は、昭和二七年の全国民生委員、児童委員大会でその推進が決議されて以来、低所得階層に対する自立更生施策として都道府県社会福祉協議会が実施主体となつて行つている地域社会福祉活動であり、民生委員がその担い手となつている。生活保護事業が軌道に乗るにつれて、防貧施策としてのこの運動に期待する声が次第に高まり、三〇年には世帯更生運動の中心である世帯更生資金の貸付事業に対する国庫補助が実現し、三〇年度および三一年度には国および都道府県がそれぞれ一億円ずつを、三二年度(国庫補助率を二分の一から三分の二に引上)および三三年度には国が三億円、都道府県が一億五、〇〇〇万円を都道府県社会福祉協議会に補助しており、補助額の累計は一三億円に達するまでになつた。またこの世帯更生資金貸付事業とならんで、三二年度から低所得階層に対する医療費貸付事業が実現され、三二年度および三三年度にそれぞれ国から二億円ずつ、都道府県から一億円ずつの補助を行い総額六億円の補助が行われた。

第93表 世帯更生資金貸付申込および貸付決定状況

第93表 世帯更生資金貸付申込および貸付決定状況						昭和32年度	
区分 資金別	申 込 状 況		貸 付 決 定 状 況		申込に対する 決定の比率		
	実人員	金 額	実人員	金 額	人 員	金 額	
生 業 資 金	人 15,039	円 675,827,585	人 10,152	円 417,524,000	% 67.50	% 61.77	
支 度 資 金	427	5,870,400	360	4,877,500	84.30	83.08	
技能修得資金	105	1,994,000	80	1,330,000	76.19	66.70	
生 活 資 金	1,259	33,466,670	975	24,851,800	77.44	74.25	
計	16,830	717,158,655	11,567	448,583,300	68.72	62.55	

厚生省社会局調

第94表 医療費貸付申込および貸付決定状況

第94表 医療費貸付申込および貸付決定状況					昭和32年度	
区 分 入院居宅別	申 込 状 況		貸 付 決 定 状 況		申込に対する 決定の比率	
	実人員	金 額	実人員	金 額	人 員	金 額
入 院	人 4,635	円 161,194,388	人 3,638	円 107,187,249	% 78.48	% 66.49
居 宅	1,026	26,230,164	732	14,890,826	71.34	56.77
計	5,661	187,424,552	4,370	122,078,075	77.19	65.14

厚生省社会局調

三二年度における世帯更生資金および医療費貸付の申込および貸付決定の状況は第九三表および第九四表のとおりで、今後の発展が期待されている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

一 低所得階層対策

(三) 公益質屋

公益質屋は、簡易迅速に、しかも民営質屋よりは有利な条件で生活資金あるいは生業資金の融通をする金融機関で防貧対策上欠くことのできない施設であるということができよう。

すなわち公益質屋の最大の特色は、月三分という低利な点にあり、民営質屋の月九分という利息に比べるとまさに三分の一という低率である。この外、利息の計算方法が民営質屋の一月計算に比べ半月計算であること、流質期限も四カ月以上(民営は三カ月)であること、さらに流質処分後の残余金についても質置主に返還されることなど、そこではすべて利用者本位の取扱がなされている。

この公益質屋は、昭和三二年一二月末現在全国に七七九あるが、これに対し民営質屋は二万一、二二四(三二年一二月末)で公益質屋の約二七倍を占めている。

しかもこの公益質屋の数は第九五表に示すとおり漸次増加しつつあるとはいえ、戦前(昭和一四年)の約一、一四〇に比較すると六八%で、いまだに戦前の数にはるかに及ばない現状である。しかるに民営質屋は戦前(昭和一四年)の一万一、四〇〇に比べ一・八五倍にも達していることは、手軽な金融につきそれだけの需要があるからと考えられ、低利な金融機関としての公益質屋の増設が望まれている。

なお、公益質屋の貸付資金は、約二一億円であり、三一年度における年間貸付総額は約三三億円にのぼっている(厚生省社会局「公益質屋実態調査」)。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

一 低所得階層対策

(四) 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、消費者の自発的な生活協同組織によつて組合員の生活の経済的文化的改善向上を図ることを目的とし、組合員の共同出資を基礎として地域または職域単位に設立されるものである。

その事業内容は、(1)生活物質のうち主として食糧品、衣料、家具、雑貨等の供給事業、(2)浴場、理容所、美容所等の共同利用施設による利用事業、(3)火災、死亡、風水害等による事故、損害に対する共済事業等があげられ、このような事業を通じて国民生活の安定と生活文化の向上が図られるわけであり、防貧対策として果す役割は大なるものがあるといえよう。

ところで終戦後間もない経済混乱期には組合のほとんどは低廉な価格で生活物資を提供する供給事業を主とするものであつたが、最近、国民経済の安定に伴ない、注目すべきことは共済事業を行う組合の増加傾向であらう。

次に消費生活協同組合の活動状況をながめると、先に厚生省が実施した「昭和三一年度消費生活協同組合実態調査」結果によれば、三二年三月末現在組合数一、二六四(地域組合七八〇、職域組合四六七、連合会一七)うち実働組合九一二(地域組合四九九、職域組合四〇〇、連合会一三)で、実働組合における組合員総数約二六二万人(一組合当り平均組合員数、地域組合約一、四〇〇人、職域組合約三、三〇〇人)となつている。また、年間総事業量は三三八億円(一組合当り月平均事業量約二七一万円)、実働組合における払込済出資総額は約一〇億一、〇〇〇万円(一組合当り平均払込済出資額二四万円)となつている。次に共済事業を行う組合について三三年三月末現在の状況を見ると実働組合数四〇、共済加入者約七七万人、共済掛金額六億円、共済給付金二億四、〇〇〇万円、契約高一、八二四億円となつている。

第95表 公益質屋数および民営質屋数の推移

		第95表 公益質屋数および民営質屋数の推移				
		各年12月末現在				
区	分	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年
公	益	574	653	697	750	779
質	屋					
数						
市	町	574	645	687	738	767
村						
法	人	0	8	10	12	12
民	営	18,210	19,170	20,542	20,618	21,134
質	屋					
数						

資料：公益質屋数は、厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」より、民営質屋数は、警察庁調による。

なお、二八年度より協同利用施設の設備に必要な資金に対して国および都道府県が折半負担して貸し付ける長期(七年)かつ低利(年五分以内)の融資制度がはじめられ二八年度から三二年度までの貸付総額は一億七、〇〇〇万円に達したが、組合活動促進の見地から、なお増額が要望されているところである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

一 低所得階層対策

(五) 不良環境地区対策

不良環境地区改善対策いわゆるスラム街改善対策について見よう。都会の暗い谷間といわれるスラム街とは一般の住宅水準から見て一段と低い水準にある不良住宅が悪い環境の下に密集し、居住者の健康、安全、福祉等から見て不適切な集落をいうのである。

わが国においては、戦前には社会的、経済的落伍者ともいうべき人人が都会の各所にこれらの集落をなしていたのであるが、さらに戦後に至つて戦災、海外からの大量引揚、復員等によつて未曾有の住宅難にみまわれ戦災者のための応急簡易住宅、旧軍用施設の転用住宅等が市街地に集団的に発生し、これらのうちとくに荒廃、危険のまま今日に至っているものが現在では低所得階層の住宅となつて、戦前のスラム街に加えて新しい不良環境地区としての問題を提起している。

現在、全国のおもな都市のうちスラム街とみなされる最も条件の悪い地区は約六〇もあり、その中に住む者は約一万六、〇〇〇世帯に及ぶと見られるが、先般発生した「少女の父親殺し事件」にも関連して昭和三三年七月参議院社会労働委員会でスラム街の生活改善のための特別な施策を早急に行う必要がある旨の決議もあつて、スラム街対策は大きく注目を浴びることになった。もとより不良環境地区の対策といえば根本的には住宅の問題であり、住宅対策が中心となるべきではあるが、戦後の住宅全般の絶対数不足の現状から不良住宅改良法による改良事業までは容易に手が回りかねるというのが実状であり、わずかに二七年以降毎年二〇〇戸ないし五〇〇戸の改良住宅が建設されているにすぎない。したがつてこの際とりあえず、これら地区住民の福祉の向上を図るための措置の一つとして、生活改善に必要な各種の施設を設置することが強く望まれている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

二 老人福祉

最近におけるわが国老人の生活実態と今後における老人問題の重大性については、すでに「第一部総説」および「第二部各論第一章社会保険第一節年金問題」において詳しく述べてきたところであるから、ここではその他の老人福祉対策についてながめてみることにしよう。

老人には老人特有の感情があるから単にその生活の安定を保障しただけでは必ずしも十分な対策とはなり得ない。老人対策には身体的心理的な面の必要なことも忘れてはならない。最近老人クラブ、「としよりの日」を中心とした敬老運動、さらにいわゆる有料老人ホーム等の施策が行われているのは、かかる要請にこたえたものといえよう。

ところで老人クラブは老人にレクリエーションや生活相談の機会を与えるものであつて、老人生活におけるよりどころの一つとなるのであるが昭和三三年七月現在、規模の大小とりまぜて全国に約一、五〇〇程度が設立されているにすぎず今後の育成強化が強く望まれるところである。これは、ひとり行政的施策のみによつて達し得られるものではなくその基調として敬老的な社会感情のたかまることが必要であらう。戦後、めまぐるしいまでの経済事情、社会事情の変転でかかる社会感情が影をひそめてきたかの感があつたが、最近九月一五日の「としよりの日」を中心として敬老会その他の行事が各所で開かれるようになり、精神的な意味あいでも老人福祉の向上を図ろうとする気運が国民感情として盛り上りつつあることは喜ばしいことであり、なお一層その伸長が期待せられるところである。

次に、有料老人ホームは被保護者のための養老施設と異つて、ある程度の資力はあるが、孤独であるとかあるいは家族はあつてもこれと同居しがたい老人のための施設である。三三年六月現在その数は二三カ所を数え、収容定員約八〇〇人となつているが、なお有料老人ホームはいまだ試みの段階で広く利用されるまでには至つていない。今後政府または地方公共団体のこれに対するなんらかの助成措置が行われることが要望されている。

被保護者のための養老施設は三三年三月末現在保護施設として五四四、委託施設として六、合計五五〇カ所の設置が見られ、収容定員三方四、四二八人、現在員三万二、六三八人となつている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

三 身体障害者福祉

(一) 意義

身体障害という肉体的ハンディキャップは、正常な社会生活をさまたげるのみならず労働能力の低下あるいは喪失により貧困をもたらす要因といえよう。

身体障害者福祉とは、このようなハンディキャップをできる限り補い、かつ、除去するとともにその職業能力や生活能力を可能な限り回復させて、すみやかに社会に適応させ社会経済活動に復帰させることである。身体障害者福祉法は、このような観点に立脚し、身体障害者が自己の障害を克服して、社会経済活動に参加することができるように、その更生を援助し、更生のために必要な保護を行い、同時に障害のゆえをもつて不当な差別的取扱がなされることのないようにすることをねらいとして制定されたものである。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

三 身体障害者福祉

(二) 身体障害者の実態

ここでわが国における身体障害者の実態を検討してみよう。わが国の身体障害者(一八才未満の児童を除く。)の数は、七八万五、〇〇〇人と推定され、人口の〇・八八%に当りそのうちし体不自由者が四七万六、〇〇〇人でその過半数を占め、以下、視覚障害者が一七万九、〇〇〇人、聴覚または言語障害者が一〇万人、音声障害者が三万人という順序になつている。次に障害原因別から見ると第九六表のとおり、大半は後天的なものでありなканずく疾病によるものが過半数を占めていることがわかる。

第96表 障害原因別身体障害者数

第96表 障害原因別身体障害者数		
昭和30年10月現在		
障害の原因	実 数 (人)	構 成 比 (%)
先天性疾患	99,000	12.5
後 天 的	685,000	87.2(100.0)
戦 傷	78,000	(11.3)
業 務 上	81,000	(11.9)
疾 病	402,000	(58.7)
交通事故	18,000	(2.7)
戦 災	5,000	(0.7)
天 災	3,000	(0.4)
そ の 他	98,000	(14.3)
不 詳	1,000	0.3
合 計	785,000	100.0

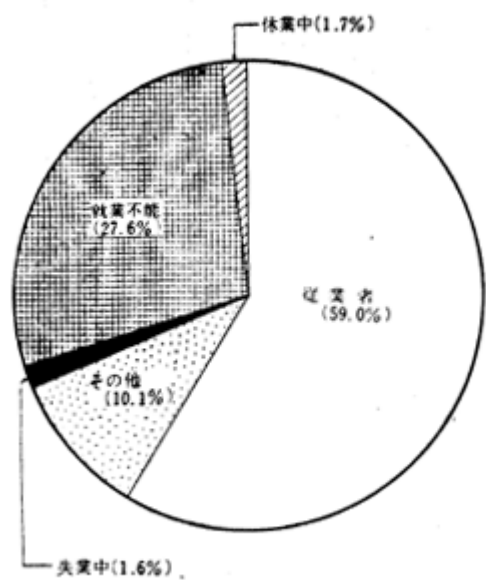
資料：厚生省社会局「身体障害者実
態調査」
(注) 構成比中かつこは後天的の内訳
である。

また、これらの人人の就業状況は第二四図に見られるとおり、なんらか就業している者は五九%で、二七・六%は就業不能という状態にある。

次に、身体障害者の生活状況についてであるが、身体障害者の収入階層別(ただし年金、扶助金、仕送り等を除く)の構成比を見ると、 第九七表のとおりで、無収入が半数近くを占めており、月収一万円以下は実に八四%を数える。これによつても、一般的に所得水準がきわめて低く、ここにあげた者が一八才未満の児童を除いた身体障害者であることを考えあわせると、やむを得ず親族の扶養あるいは社会保障給付に頼つて生きて行かなければならない者がきわめて多いという実態が示されている。

第24図 身体障害者就業状況

第24図 身体障害者就業状況 昭和30年10月現在



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第97表 障害種類別，収入階層別比率

第97表 障害種類別，収入階層別比率 昭和30年10月現在 (百分比)

収 入 階 層	総 数	し体不自由	視覚障害	聴覚障害	音声障害
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
無 収 入	46.6	44.0	56.9	43.5	38.1
1,000 円 未 満	2.6	2.2	3.3	3.3	2.7
1,000～ 3,000円	11.0	10.1	8.3	15.4	27.9
3,000～ 5,000円	9.1	8.5	8.5	10.6	15.6
5,000～ 10,000円	14.5	14.9	12.9	17.1	10.4
10,000～ 15,000円	7.2	9.0	5.5	5.1	-
15,000～ 20,000円	4.4	5.7	2.5	3.0	2.1
20,000～ 30,000円	2.9	3.9	1.6	1.6	0.7
30,000～100,000円	1.1	1.5	0.5	0.4	1.8
100,000 円 以 上	0.5	0.2	-	-	-
不 詳	0.1	-	-	-	0.7

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

三 身体障害者福祉

(三) 更生援護の現状

身体障害者の更生援護とは、言葉をかえていえば身体障害者を消費人口から、生産人口に転化させることであり、このような自立更生の援護を効率的に行うためには、直接身体障害者と接触し、その相談に応じ、指導を行い、必要な措置をとつて、援護を進めて行く第一線機関がなくてはならない。都道府県知事または福祉事務所を管理する市町村長のもとにある福祉事務所がこれに当るが、そこには身体障害者福祉のための専門職員として、身体障害者福祉司が配慮されており、身体障害者の更生援護についての技術的指導に当たっている。昭和三三年七月現在、九七三の福祉事務所に、九七三人の身体障害者福祉司がおり、そのうち兼任者が三七五人に及んでいる。今後その不足な人員を補充するとともにその資質の向上を図ることが必要とされている。また、身体障害者の更生援護の措置は、医学的更生、心理学的更生および職業的更生の方策が一体となつてはじめて効果をあげることができる。このため、医学的、心理学的、職能的判定機関として、各都道府県に身体障害者更生相談所がおかれており、身体障害者の更生を援助するうえにおいて、科学的な判定と技術的な指導の中心機関となつている。その取扱件数は第九八表に示されているとおりであるが、毎年若干ずつではあるが増加の傾向を示している。

第98表 身体障害者更生相談所措置件数

第98表 身体障害者更生相談所措置件数				
区 分	昭和 29年度	昭和 30年度	昭和 31年度	昭和 32年度
総 件 数	52,221	53,292	59,800	62,790
一カ所平均件数	1,135	1,158	1,300	1,365

厚生省社会局調

身体障害者の更生を図るために最も効果のある援護の手段は、いうまでもなく、身体の障害そのものを除去し、またはその程度を軽減させることである。このため、症状の固定した機能障害に対して、職業能力を増進させ、または日常生活を容易ならしめることを主眼として行う医療として更生医療がある。これは高度の医学的技術を駆使して行われるもので、全国で三三六カ所の専門的医療機関が厚生大臣の指定を受けてこれに当たっている。いままで身体障害者福祉法および戦傷病者戦没者遺族等援護法(旧軍人・軍属に対しては同法によつて更生医療が行われている。)により更生医療の給付を行つた件数は約一万九、〇〇〇件(一般身体障害者に対するもの約五、〇〇〇件、旧軍人・軍属に対するもの約一万四、〇〇〇件、厚生省社会局調。)となつており、調査の結果更生医療を必要とされる者約一〇万人(一般身体障害者約八万五、〇〇〇人、旧軍人・軍属約一万五、〇〇〇人)に対して二割弱にすぎず、今後においては一般身体障害者に対する更生医療普及の必要性が痛感されるところである。なお、三二年度中の件数は二、〇六〇件(一般身体障害者に対するもの一、四九五件、旧軍人・軍属に対するもの五六五件、厚生省社会局調。)である。

次に身体障害者の肉体的欠損を補つて職業能力、生活能力の回復を図ることを目的として補装具の支給

がある。義手、義足、車いす、補聴器、盲人安全つえ、義眼などがこれで、前記の二つの法律によつてその交付、修理が行われているが、その三二年度中における実績は、一般身体障害者に対するもの二万七、四一二件、旧軍人・軍属に対するもの一万二、四八八件(厚生省社会局調)となつている。

更生医療の給付や補装具の交付などによつて、身体障害者の肉体的ハンディキャップを補い、さらに身体障害者更生相談所および身体障害者福祉司の技術的指導によつて、精神的ハンディキャップを補つたとき、次にくるものは身体障害者の更生援護の最終的目標である社会生活への復帰ということになる。身体障害者が経済的に自立し、正常者と等しく社会生活を営んで行くためには、職業的な更生、すなわち身体障害者を適職に就かせるための措置を講ずることが必要なわけである。

身体障害者の雇用については、労働行政の一環として、職業安定法に基づいて行われているが、身体障害者福祉法においては、福祉事務所が職業訓練または就業あつ旋を必要とする身体障害者を公共職業安定所に紹介すべき旨が定められている。

労働省では二七年以来身体障害者雇用促進協議会を設け、雇用主の理解を基礎として雇用の促進に努めている。労働省による就職のあつ旋状況を見ると、三三年三月末現在までの希望登録者累計七戸八、一七四人に対し、就職件数四万九、六八六人で就職率六四%であり、また、身体障害者に職業技術を授け、その雇用を促進するための身体障害者職業訓練所(全国八カ所)の三二年度における修了生一、〇三七人に対し、就職者は九五七人となつている。身体障害者雇用の今後の方向としては、雇用主の理解による雇用の促進の必要性はいうまでもないのであるが、これをさらに強力に推進するためには、官公庁等において身体障害者の優先雇用を行い、身体障害者の適職を指定して民間事業主の積極的な協力を求め、あるいは、身体障害者を事業主に委託して社会適応性を付与しつつ、職業的実地訓練を行うことが必要であるという声が高い。

身体障害者を適職に就かせるもう一つの方法は自営業の奨励である。これについては身体障害者福祉法において、公共施設内の売店の設置およびたばこ小売人の指定に当つて、身体障害者を優先的に取り扱う旨が定められている。身体障害者が職業につきまたは自営しようとする場合に最も問題となるのは、更生資金である。現在身体障害者は、世帯更生資金の貸付において、優先的な取扱を受けることになっており、また国民金融公庫による更生資金をも利用することができるが、これらの制度の一層の拡充、強化が要望されている。

身体障害者が自立更生して社会生活に参加し、あるいは復帰するためには、それぞれのハンディキャップに応じた更生援護を行う施設が必要である。第九九表は身体障害者更生援護施設の現況である。この外重度障害者を収容する施設として、国立保養所が二カ所あり、また三三年三月には身体障害者福祉法の一部が改正され、国および地方公共団体の設置する更生援護施設の外に、厚生大臣の指定する社会福祉法人の設置する施設に対しても公費負担で収容援護を委託できることになった。

しかしながら更生援護施設全体として見れば、いまだ決して十分なものではなく、し体不自由者更生施設を中心とする既存施設の整備拡充に加えて、脳性まひや複合障害者に対する更生施設とか、より重要な障害者に対する授産施設等の設置は、今後の重要な課題として残されている。

第99表 更生援護施設の種類および数

第99表 更生援護施設の種類および数

昭和33年9月

施 設 の 種 類	国 立	地方公共 団 体 立	計
し体不自由者更生施設	1	36	37
失 明 者 更 生 施 設	3	2	5
ろうあ者更生施設	1	—	1
身体障害者収容援護施設	—	21	21
補 装 具 製 作 施 設	15	26	41
点 字 図 書 館	1	8	9
点 字 出 版 施 設	—	2	2

厚生省社会局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

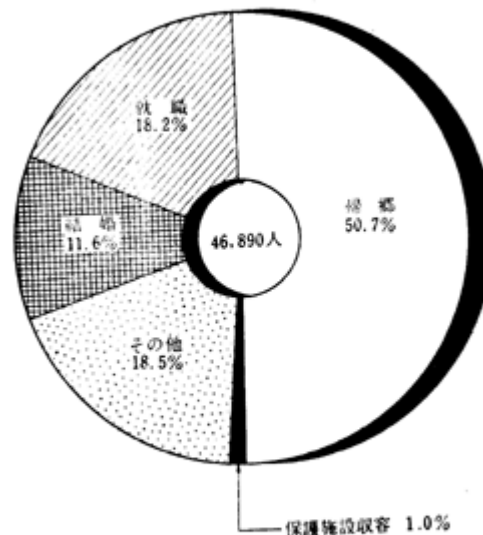
四 婦人保護

昭和三三年四月一日は「福祉国家、文化国家としての日本」にとって新しい「夜明け」を告げる記念すべき日であつたといわれる。すなわち、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱すものであることにかんがみて、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行または環境に照し売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて売春の防止を図ることを目的として売春防止法が完全施行されたのであつた。

売春防止法は三二年四月一日から施行された総則および保護更生に関する規定の部分に引き続き刑事処分および新たに法律改正により加えられた補導処分に関する規定の部分が三三年四月一日から施行されたのであるが、刑事処分に関する規定の部分の施行が一カ年遅れたのは、この間において売春婦の保護更生対策を講ずることによつて売春婦および関係業者の正業への転換を促進し、売春防止法が全面施行される三三年四月一日からは、処罰の対象となる婦人も業態も存在しないようにしようという配慮からであつた。これがため、政府においては関係各省間にさらには各都道府県とも緊密な連けいのもとに婦人の保護更生施策と関係業者の転業対策が進められることになり、三二年七月より積極的に売春防止法の趣旨の啓蒙に努めるとともに婦人の保護更生と関係業者の正業への転業の相談に応ずる機関として、厚生省に五人の学識経験者をもつてそれぞれ構成される売春対策推進委員が設置され、また各都道府県には関係行政機関をもつて構成される売春防止対策本部が設置され、その円滑な施行のための準備が着着と進められた。

第25図 従業婦の転廃業後における状況

第 25 図 従業婦の転廃業後における状況
昭和33年3月末現在



厚生省社会局調

(注) この図は、33年3月末までに転廃業した全国の従業婦のうち46,890人について調査したものである。

かくして三三年四月一日までの間に都市、観光地、温泉地および基地周辺の農村等にあつた約一、九〇〇といわれる集娼地域、四万の売春関係業者それに一〇万有余の従業婦はすべて姿を消すことになり、ここに日本の歴史に新しい一頁が加えられたのである。

ところで、従業婦の転廃業後の状況は第二五図に示されるとおり、約五〇%が帰郷し、約三〇%は就職または結婚したという結果になつている。しかしながら、一たん帰郷し、あるいは結婚した婦人の中にも、将来の充分な見とおしがあつた者は必ずしも多かつたとは考えられず、最近では、婦人相談所、婦人相談員その他の関係機関を訪れる者が次第に増加する傾向を示している。

これら保護を要する婦人の保護更生を図るため、現在各都道府県に婦人相談所が置かれ(一相談所平均職員七人)また都道府県および市に四四九人の婦人相談員が配置され、これら婦人の発見に努めるとともに、その相談に応じ、更生資金の貸付(三二年度実績四五九件、一、五〇〇万円)、被服等の給与(三二年度一六〇万円)を行い、その更生のために積極的な指導に当る等活発な事業活動に当つている。三二年度における婦人相談所および婦人相談員の処理件数はそれぞれ約九、〇〇〇件および約一万四、〇〇〇件となつている。第一〇〇表及び第一〇一表は三三年六月までの九カ月間におけるその活動状況を示したものである。

また、収容保護施設について見ると、三二年度予算に計上されたもの四七施設を含めて六三施設が設置されており、収容定員は約二、四〇〇人であり、さらに三三年度は一二施設を増設する予定である。これら施設の収容状況は開設後まだ日が浅いことにもよるが、定員をかなり下回つている状況であり、今後一層積極的な啓蒙と関係機関との緊密な連けいが必要とされるところである。

第100表 婦人相談所における処理人員

第100表 婦人相談所における処理人員

昭和32年10月～33年6月

区 分	家へ 庭(送 還者)	職 業		結 婚	婦 人 相 談 員 指 導	福 祉 事 務 所 送	職 業 安 定 機 関 送	保 健 所 各 種 病 院 送	民 生 員 (児 童) 指 導	児 童 相 移 談 所 送	収 容 保 護	そ の 他	計
		就 あ つ 職 旋	自 営 相 談 導										
計	1,656	1,338	105	193	654	440	174	161	29	50	1,139	4,029	9,968

厚生省社会局調

(注)「その他」の欄の数は主として社会福祉施設、家庭裁判所、保護観察所等に送り返した者である。

第101表 婦人相談員の処理人員

第101表 婦人相談員の処理人員

昭和32年10月～33年6月

区 分	家へ 庭(送 還者)	職 業		結 婚	生 活 保 護	母 子 福 祉 付	世 帯 金 更 貸 生 付	民 生 員 (児 童) 指 導	児 童 相 移 談 所 送	婦 人 相 移 談 所 送	そ の 他	計
		就 あ つ 職 旋	自 営 相 談 導									
計	3,404	2,320	499	839	774	142	359	162	107	1,281	4,720	14,607

厚生省社会局調

(注)「その他」の欄の数は第100表の(注)参照

次に売春業者の転廃業状況について触れてみると、売春防止法の全面施行を前にして、三三年三月までにさしたる混乱もなく全国売春業者約四万人が転廃業を完了した。しかし、これら業者の職業の業種は、第一〇二表にも示されているように、旅館、料理店およびキャバレー、バー等いわゆる接客業で全体の約七〇%を占め、東京の千住地区、京都の中書島地区の業者のように、学生下宿に集団転業して好成績をおさめている例もあるが、おおむね同種の営業に転じた結果、相互に競合し、また地理的にも必ずしも有利な環境ではないこと等の理由により、一応転廃業は行つたもののなお将来の去就を決しかねている者が少ない状況である。

以上、要するに、売春防止法—婦人保護の事業はようやくその緒についたばかりであり、婦人相談所および婦人相談員の活動を一層強化して保護を要する婦人の再転落の防止と、さらに進んで一般婦女子の転落防止を図り、また収容保護施設を整備、充実することによつて、婦人の保護更生に努め、婦人の新生活への足場となるようにすることが今後に残された課題である。

しかしながら、婦人保護の問題は単に当事者のみの努力で解決するものではなく、女性の人格を尊重し、男女平等の人間関係を認める売春防止法のス精神について、国民のさらに深い理解と強い協力を得ることによつてはじめてその目的を達成することができるのである。また、三二年における売春事犯の被疑者(婦女子のみ)についてその動機を見ると生活苦を原因とするものが全体の四〇%以上、広義の経済的事由によるものを含めると約七〇%に達するという事実(東京地方検察庁更生保護相談室調)は売春の基本的な原因が貧困にあることを示すものというべきであり、売春防止法がその所期する目的を達成するうえにおいても、社会保障施策の充実が必要とされるのである。

厚生白書(昭和33年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

五 災害救助

災害救助法は、風水害、地震、火災等の災害に対して、り災者の救護と社会秩序の維持を目的として、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および一般国民の協力を得て、応急的に必要とする救助を行うために、昭和二二年一〇月から施行されたものであり、一または二以上の都道府県の全部または一部にわたる非常災害にかかった場合あるいは、多数の者が同一の災害にかかった場合であつて現に応急的な救助を必要とする者に対して、これが救助が行われてきているのである。

第102表 売春業者転廃業の職種別調

第102表 売春業者転廃業の職種別調

区 分	対象者数 (人)	比 率 (%)
旅 館	5,313	27.7
料 理 店	2,927	15.3
飲 食 店	1,674	8.7
貸 席 茶 屋	1,565	8.1
キヤバレー カフエー パート	1,161	6.0
下宿・貸間	653	3.4
商 工 業	329	1.7
芸 ぎ 置 屋	298	1.6
遊 戯 場	61	0.3
質 屋	50	0.26
農 林 漁 業	44	0.2
会 社 員	25	0.13
運 送 業	19	0.09
マージャン屋	17	0.08
金 融 業	8	0.04
そ の 他	484	2.5
転 出 廃 業	4,592	23.9
計	19,220	100.0

厚生省社会局調

(注) 本表は昭和33年3月末までに転廃業した
46都道府県の業者 19,220 名について調
査したもの。「その他」欄は主として、
その他の自営業等である。

このように一定の非常災害が発生したときに、災害救助法が適用されるのであるが、その場合都道府県知事が実施主体となり、市町村長が救助事務を補助し、日本赤十字社が都道府県知事の委託を受けて医療等を行うことにより、(1)避難所および応急仮設住宅など収容施設の供与、(2)炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給、(3)被服寝具その他生活必需品の給与または貸与、(4)医療および助産、(5)罹災者の救出、(6)罹災住宅の応急修理、(7)生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与、(8)学用品の給与、(9)埋葬などの救助が行われる。これに要する費用は、都道府県が支弁し、国はこれに対して、都道府県の財政規模に応じて一定の割合で負担することになっている。

ところで、三二年度における災害救助法の適用状況は、第一〇三表のとおりであるが、このうち最も大きな被害としては、三二年七月二四日長崎県諫早市を中心としたものであつた。これは、長崎県諫早、大村地方を襲つた七四〇ミリというわが国未曾有の豪雨によつてもたらされた水害であつたが、この豪雨のため四市一〇町村に死者六〇一人、行方不明八八人という被害を生じ、救助費総額概算六、九八〇万円、うち国庫負担額約四、二〇六万円であり、三二年度の全国的な救助費概算額は二億三、〇〇〇万円、うち国庫負担概算額約七、七〇〇万円であつた。

なお三三年度には去る九月二六日の夜半から二七日にかけて襲つた台風第二二号が、東海、関東、東北地区に大きな被害をもたらした。なかんずく静岡県伊豆地方の惨状ははなはだしく、その豪雨のため狩野川がはん乱し、このため狩野川流域の大仁町、修善寺町、長岡町を中心として、三三年十一月現在死者六八二人、行方不明二四五人負傷者一、五一六人を数え、さらに住宅の全壊四二八戸流失八一七戸、半壊九三三戸、侵水家屋一万三、〇五〇戸に及び、救助費総額概算一億一、〇〇〇万円という惨害をもたらした、このため三市一六町村に災害救助法が適用されたのである。

これら、累年の大災害の発生、とくに災害による人的被害の著しい現状に照らし、災害救助法による応急救助のさらに円滑な実施を図るため現行法上の問題点を調査検討する目的をもつて、三三年一〇月一日厚生省に臨時に、臨時災害救助法調査委員連絡会を設置し、三四年三月末までの間にこれが検討を進めることになっている。

第103表 災害救助法適用状況

第103表 災害救助法適用状況						
昭和32年度						
道	府	県	火災	風水害	その他	計
						適用 市町村数
北	海	道	2	1	—	3
青		森	4	—	—	4
岩		手	—	1	—	1
宮		城	1	—	—	1
秋		田	1	—	—	1
山		形	—	1	—	1
福		島	1	—	—	1
新		潟	3	—	—	3
長		野	—	1	—	1
岐		阜	1	2	—	3
愛		知	—	1	—	1
京		都	1	—	—	1
大		阪	—	1	—	1
兵		庫	—	1	—	1
広		島	1	—	1	2
高		知	1	—	—	1
福		岡	1	—	—	1
佐		賀	—	1	—	1
長		崎	—	2	—	2
熊		本	1	1	—	2
大		分	—	1	—	1
鹿	児	島	1	2	—	3
計			19	16	1	36

厚生省社会局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

六 民間社会福祉事業

(一) 意義

社会福祉の向上および増進が国の責務であることは、日本国憲法の規定によつても明らかであるが、社会福祉事業のうちの公的責任において実施すべき分野を、公的社会福祉事業という。現在、国および地方公共団体の責任と負担において行われている生活保護事業、身体障害者福祉事業および児童福祉事業等がこれである。しかし、社会福祉の向上と増進は、このような公的社会福祉事業の外に、個人や民間団体の自主的な活動によつて推進されるところ少からぬものがあり、民間社会福祉事業の独創的、あるいは補完的活動とにより、はじめてその成果をあげることができるのである。この場合、公的責任が民間に転嫁されないようにすること、公的機関は民間の自主性を重んじ不当な関与を行わないこと、民間社会福祉事業はいたずらに公の財政に依存しないこと等により、公私それぞれの責任を明確にしたうえで相互に協力することが必要とされる。

民間社会福祉事業は国民に奉仕するためにあるのであつて、国民が常に民間社会福祉事業の実態を、自分たちの生活に直結して受けとるように仕向け、その支持を高める工夫が必要である。国民の理解と支持なしに今後の民間社会福祉事業の成長はのぞめないからである。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

六 民間社会福祉事業

(二) 社全福祉協議会

今日における社会福祉事業の課題は、社会事業の近代化であり、その一つの方法として地域社会のニードの発見、社会資源の活用によるその充足、一般市民の参加による社会福祉のための地域社会組織化事業がある。いうまでもなく社会福祉事業は地域社会住民の理解と支持にまつところが多い。地域社会を社会福祉のために組織的有機的に動員することを一つの重要な目的として社会福祉協議会が設立されている。

社会福祉協議会は、都道府県を単位とするもの、および郡市町村を単位とするものに分れるが、この外、全国を単位とする全国社会福祉協議会が組織され、そのうち、郡市町村社会福祉協議会の結成状況は第一〇四表のとおりで全国郡市町村の約九〇％に結成を見ているわけである。これら社会福祉協議会は、それぞれの段階に応じて世帯更生運動、歳末助け合い運動等の防貧活動の外、広く子供会、老人クラブの育成等の事業活動に当っているが、しかしながら社会福祉協議会の使命が市民の参加による民主的社會福祉事業の推進という点にあることからすると卒直なところ協議会活動に期待するところはむしろ今後にあるということができよう。

第104表 郡市町村社会福祉協議会結成状況

第104表 郡市町村社会福祉協議会結成状況			
昭和33年3月1日現在			
区 分	総 数	社協結成済数	比 率 (%)
郡	481	455	94.5
市	501	484	94.7
区	84	83	98.8
町 村	3,239	2,890	89.0

厚生省社会局調
(注) この外、都道府県社会福祉協議会46全国社会福祉協議会1がある。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

六 民間社会福祉事業

(三) 社会福祉事業振興会

社会福祉事業振興会は社会福祉事業振興会法に基づいて昭和二九年に全額政府出資によつて設立された特殊法人である。

これは戦後において、民間社会福祉事業に対する寄付あるいは助成が、きわめて限られたものとなり、後に述べる共同募金の配分金などによつても必要な資金の需要に応ずることができない実情から、(1)社会福祉法人に対して、社会福祉事業施設の修理、改造、拡張、整備、災害復旧等に要する資金または施設経営に必要な資金の貸付と、(2)社会福祉事業の振興を目的とする事業を行う者に対して資金を貸付けまたは助成を行うことを目的として設置されたのである。

この振興会に対する政府の出資額の累計は、二九年度以来四億三、〇〇〇万円に達し、その融資の申込および貸付の実績は 第一〇五表のとおりであるが、出資金が充分でないため、あまり多額の資金を要する事業は取り上げられないで、比較的小規模でしかも最も急を要する事業についてのみ融資されている状態である。

第105表 社会福祉事業振興会申込および貸付状況

第105表 社会福祉事業振興会申込および貸付状況									
区 分	昭和29年度		昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
申 込	309	千円 541,252	281	千円 446,324	180	千円 273,323	196	千円 298,586	
貸 付	54	29,980	136	110,360	137	132,510	124	151,970	
比 率	% 17.5	% 5.5	% 48.5	% 24.8	% 76.2	% 48.3	% 63.3	% 50.8	

厚生省社会局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

六 民間社会福祉事業

(四) 共同募金

昭和二二年、現行憲法の制定によつて、民間社会福祉事業に対して、公金の補助が禁止されて以来、民間社会福祉事業の財源調達の方途として「国民助け合い運動」の名のもとに全国的な共同募金運動が展開され、いわゆる「赤い羽根」運動として年年発展してきたが、社会福祉卒業法(二六年三月)の制定以来共同募金は法律上の制度となり、確固たる差益の上に立つて、国民運動として推進されるに至つたのである。しかし、共同募金を単なる政府の補助金打切による財源の欠乏を補う意味に限定することは、きわめて危険であつて、共同募金の使命は、前にも述べたように、国民の支持によつて民間社会福祉事業本来の面目が発揮されるようにするところにあるといえよう。

従来、ややもすれば税金まがい金を集め、目標額を達してこと終れりとしていたきらいがないでもなかつたが、これを社会福祉協議会活動との一環においてとらえ、国民と民間社会福祉卒業家が手を結び合つて社会福祉の計画を立てて実施して行くところにその意義があるとされている。この共同募金事業は社会福祉事業または更生保護事業を経営する者に配分することを目的として都道府県を単位として行われる寄付金の募集であり、各都道府県共同募金会によつて行われている。なおこの事業の最近の実績は第一〇六表のとおりである。

この外、二四年から発行されている「お年玉つき年賀はがき」の寄附金によつて今ままでに約二三億円(共同募金会から民間社会福祉事業へ配分された金額)の配分が行われた。なお、「お年玉つき年賀はがき」に関しては、三三年七月、お年玉つき年賀はがき等の発売に関する法律の一部改正が行われ、今後は、社会福祉の増進を目的とする事業団体に加えて非常災害による被災者の救助を行う団体、がん、小児まひ等の特殊疾病の研究治療を行う団体等に対しても配分が行われることになった。

第106表 共同募金実績

第106表 共同募金実績					
区 分	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度
実 績 額	万円 106,373	108,353	110,982	114,716	117,994
1世帯当り寄付金	円 65	65	62	64	66
受配施設および団体数	16,012	14,063	11,245	12,569	14,815
中央共同募金会調					

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

七 社会福祉機関

(一) 福祉事務所と民生委員

福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉行政の窓口機関として、社会福祉事業法の規定に基づいて設置されたものであり、生活保護法、身体障害者福祉法および児童福祉法のいわゆる福祉三法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行っており、その数は、昭和三三年七月一日現在全国九七三カ所(郡部三七五カ所、市部五九六カ所、町村二カ所)に及んでいる。ここには、社会福祉主事たる現業員および査察指導員が第一〇七表に示すとおり配置されているが、この表によつても明らかなどおり、法定数まで人員が満たされていないこと、有資格者が少いことが早急に解決を要する問題点である。

なお、福祉事業所の設置に関しては、発足当時に比し、その後町村合併の促進、あるいは新市の誕生等により、新たに市の福祉事務所が設置され、あるいはその所管区域が拡張され、この結果これらに対応して従前町村を所管していた都道府県の設置する福祉事務所の所管区域に著しい変動をきたすことになった。このことは、社会福祉行政の組織機構の体系につき、発足当初の基盤に相当の変化をもたらしたものである。今後福祉事務所の設置主体および福祉地区等につき、福祉三法に基づく業務とそれ以外の民生業務との関連問題等をも含め、新たな基盤の上に立つて再検討を加える必要があるとされている。

第107表 福祉事務所職員設置状況

第107表 福祉事務所職員設置状況					
昭和33年 9 月 1 日現在					
職 員		郡 市 別			
		郡	市	部	数
現業員	法定数(人)	3,788	4,716		8,504
	現在員(人)	2,973	4,499		7,472
	有資格者数(人)	2,151	2,559		4,710
	充足率(A)(%)	78.4	95.3		87.3
	有資格率(B)(%)	72.3	56.8		63.0
	(A×B) (%)	56.6	54.1		55.3
査察指導員	法定数(人)	649	908		1,557
	現在員(人)	375	680		1,055
	有資格者数(人)	342	588		930
	充足率(A)(%)	57.7	74.8		67.8
	有資格率(B)(%)	91.2	86.4		88.1
	(A×B) (%)	52.6	64.6		59.6

厚生省社会局調

民生委員

民生委員は、民生委員法に基づき各市町村の区域に置かれる民間篤志奉仕者であつて社会奉仕の精神をもつて生活困窮者等の保護指導に当り、また、福祉事務所その他関係行政機関の業務に対する協力機関として社会福祉の増進に努めることを職務としている。さらに低所得階層対策の項で述べた世帯更生運動の担い手となつて低所得階層の自立更生に大きな役割を果たすとともに社会福祉協議会の中核として、その機能の發揮に指導的、推進的役割を演じつつ、地域組織活動の原動力ともなつていのである。

民生委員は、都道府県知事の推薦によつて厚生大臣が委嘱し、三年ごとに改選されるが、現在その数は一二万一、〇四六人(昭和三二年一二月末現在厚生省統計調査部「社会福祉統計年報」)となつている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第一節 社会福祉一般

七 社会福祉機関

(二) 社会事業教育

戦後におけるわが国の社会福祉事業は急速に体制を整備し、科学に基盤を持つ専門的、組織的事業になつてきたが、これに即応して高度の科学的知識と技術を持つ福祉関係職員の養成の必要度が時とともに大きくなつてきた。

これら職員の養成機関としては、漸次各種のものが設立されてきており、現在社会事業従事者(社会福祉主事等)の養成には、四年制大学二校、および短期大学一校の専門教育機関があり、毎年約二七〇人の卒業生を送つている。このうち日本社会事業大学は昭和三三年四月から四年制大学に昇格した。また、総合大学においても社会福祉を専攻する学科を設置するものが漸次ふえており、この外、厚生大臣の指定する社会福祉主事の養成機関およびその資格認定講習会があり三二年度約九〇〇人の社会福祉関係職員の養成が行われた。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

一 児童福祉の動向

いうまでもなく、児童福祉行政にはいわゆる要保護児童の保護を目的とする側面と、一般の児童を対象として積極的にその健全な育成を促進することを目的とする側面とがある。

しかしながら、これまでの児童福祉のための施策の歩みをかえりみると、ややもすれば重点は父母を失った児童や心身に障害のある児童など要保護児童の福祉におかれ、また、一般国民の関心も主としてこれらの児童に向けられてきたことは否定できない。もとよりこのことにも十分な理由はある。一つには、戦後の児童福祉行政が戦争により両親を失った児童や、ちまたに流浪する児童などの問題に端を発したという沿革的な理由からであり、これらの社会的に恵まれない児童に対して積極的に保護の手をさしのべることが、国家社会にとつて喫緊の要務とされたからである。

しかし、眼を一般児童に転ずるとき、われわれは、ここにも問題が山積していることに気がつく。乳児の死亡は近年減少しつつあるとはいえ、なお年年六万余を数え、また、幼い児童のでき死、交通事故等不慮の事故による死亡は児童の死亡原因のうち第一位を占めている。さらに、最近新聞紙上をにぎわした女高生殺し事件あるいは深夜喫茶などにつながる集団的暴力行為などからもその一端をうかがえたとおり、少年犯罪の増加および悪質化は著しい。しかし、これらの諸問題は、その根ざすところわが国最近の社会構造等につながる深い背景もあるであろうが、それでも母子に対する健全な保健指導、児童をとりまく環境の浄化・整備、情操教育などしかるべき施策がとられるならばある程度未然に防止できるであろうから、ここに、予防ないし早期対策として、一般児童を対象とする健全育成施策を強力に推進する必要があるのである。

ところで、最近における児童福祉行政の動きを見てみると、一方において未熟児対策、保育所における乳児保育の強化、母子および児童福祉に関する地域活動の重視、児童遊園等児童厚生施設の整備等の一般児童に対する健全育成施策の拡充強化と、他方において、保育所の給食管理の強化等児童福祉施設における管理面の重視、要教護児、結核児童をめぐる動きのなかに見られる収容保護の合理化等施策の内容の充実の二つをその特色としてあげることができよう。かくして、わが国の児童福祉行政は、逐次その本来の姿に近ずきつつあるということができるのである。

以下、このような流れのなかで、本年度の児童福祉行政がどのような足取をたどってきたかを具体的にながめることにしよう。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

二 児童福祉機関の活動状況

児童福祉のために直接活動している機関としては、福祉事務所、児童委員、児童相談所、保健所等がある。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

二 児童福祉機関の活動状況

(一) 福祉事務所と児童委員

社会福祉事業の第一線機関である福祉事務所の概況については第一節で述べた。福祉事務所の児童福祉に関する業務としては、児童および妊産婦の福祉に関して必要な実状を把握し、家庭その他からの相談に応じ、調査を行い、また個別的集団的な指導を行うこと等をあげることができるが、その活動状況は第一〇八表に示すとおりである。なお、この外に、児童委員に対する指導、母子福祉資金の貸付等に関する業務等も行っているが、社会福祉主事の充足状況が充分でないこと等の理由からして、福祉事務所の児童福祉の面における活動はいまだしの感が深い。

次に児童委員は、各市町村の区域に置かれる児童福祉行政の第一線機関の一つであつて、現在民生委員法による民生委員があてられその数は一二万一、〇四六(昭和三二年一二月末現在、社会福祉統計月報)となつている。その職務は、それぞれの区域を担当して児童および妊産婦につき常にその生活および環境をつまびらかにしておき、その保護、保健その他福祉に関して援助および指導を行いまた民間奉仕者としての立場から、有給専門職員である児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力することであるが、後述するようにとくに児童の健全育成は、地域社会の協力を必須の条件とするものであり、この意味からしても児童委員の今後における活動が期待されるところである。

第108表 福祉事務所種類別処理件数

第108表 福祉事務所種類別処理件数									
昭和32年 1 月 1 日～32年12月31日									
総 数	社会福祉 主事の指 導	施設入所措置			児童福祉 法第22条 ないし第 24条の措 置権者に 報告また は通知	児童 相談 所へ 送致	児童相談 所の委嘱 による調 査の完了 (法第18 条の2第 2項によ るもの)	他の機 関への 紹介あ つ旋	相談、 助言、 その他
		助産 施設	母子寮	保育所					
318,933	17,973	4,437	2,103	196,670	12,379	9,901	6,226	11,323	57,921
資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」									

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

二 児童福祉機関の活動状況

(二) 児童相談所

児童相談所は、心身障害児、被虐待児、非行のあつた児童等要保護児童のみならず一般児童を含めて、すべての児童の福祉を図るために、児童に関する種々の問題について家庭その他からの相談に応じ、児童の状況の調査、判定を行い、親のない児童、ちまたに流浪する児童等のようにさしあたり身寄りのない児童を一時保護し、さらに必要があれば交通不便な地に住む人人のために巡回相談指導を行う等広い範囲の仕事を受持つている。また、前述の調査や判定の結果に基づく総合的な判断に従つて、児童を家庭に置いたまま児童委員に指導させるとか、保護を要する児童を児童福祉施設に入所させる等の措置に関する活動を行つているのである。

以下、児童相談所の活動状況を見ると、まずその取扱処理件数の年次別推移は第一〇九表に示すとおり逐年増高してきており、また、どのような種類の相談が行われているかは第二六図で示されている。ここで、養護相談とは保護者のない児童、被虐待児童等その置かれている環境に問題のある児童についての相談であり、また教護相談というのは、問題行為のあつた児童についての相談であり、家出、浮浪などが含まれている。触法行為相談というのは、一四才未満の児童で刑罰法令に触れる行為のあつた児童についての通告を受けつけたことを意味する。健全育成相談とは、一般児童を対象とし健全に育成するための相談であつて、全相談受付件数のうち、四分の一を占め、しかも最近次第に増加する傾向にある。このことは、児童相談所へ持ち込まれる相談件数のうち、児童の家族、親せきによるものが最も多いということと結び合わせて考えると注目し値する傾向である。けだし、これは児童相談所の有する機能がそれだけ広く一般の人人の間に認識された証左であつて、健全育成を指向する児童福祉行政の明るい将来が予測されていると考えられるからである。

児童相談所は、現在全国に一二二カ所あり、児童相談所に置かれている職員の数は、二、三九四人(昭和三二年一二月末現在)となつているが、そのうち、判定指導の業務にたずさわる専門職員(精神科医、臨床心理判定員等)は、わずか二一六人にすぎず、児童相談所所属の専門ケースワーカーである児童福祉司もわずか六九六人という現状であるが、児童福祉行政の中核機関である児童相談所の活動が将来どのように進展して行くかは、今後の児童福祉行政の運命を左右するものともいえよう。近時、児童相談所の存在が一般の人人の間に認識されはじめたことについては先に触れたところであるが、児童福祉行政がさらに地方住民の間に滲溶透して行くためには、巡回相談の機能の強化等による啓発宣伝をさらに活発に行うことが必要であろう。児童福祉の前進のために、児童相談所の陣容の拡充、整備が要望されるゆえんである。

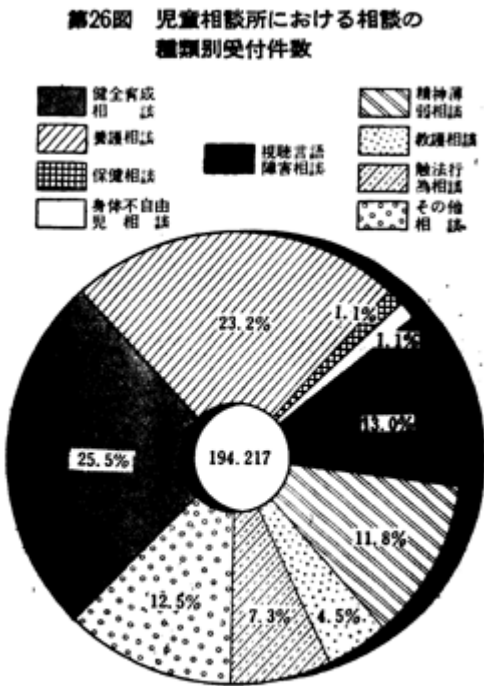
第109表 児童相談所取扱処理件数の推移

第109表 児童相談所取扱処理件数の推移

年次	件数
昭和28年	163,673
29	171,843
30	168,923
31	165,555
32	196,715

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計年報」ただし32年は同「社会福祉統計月報」

第26図 児童相談所における相談の種類別受付件数



資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計」

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

二 児童福祉機関の活動状況

(三) 保健所

保健所は、前章第一節で述べたように、公衆衛生行政の第一線機関として各種の業務を行つてゐるが、母体の健康が児童の健全育成の出発点である以上、児童福祉の分野においてもその果す役割は重大であるといわなければならない。

このような観点から、保健所は、児童福祉に関して(1)児童および妊産婦の保健について正しい衛生知識の普及を図ること、(2)児童および妊産婦の健康相談に応じ、健康診断を行い、必要に応じて保健指導を行うこと、(3)身体に障害のある児童については、療育指導を行うこと、(4)児童福祉施設に対し栄養の改善その他衛生に関して必要な助言を与えること等の業務を行つており、その活動状況は、第一一〇表に示すとおりである。

第110表 妊産婦および乳幼児保健指導件数

第110表 妊産婦および乳幼児保健指導件数	
昭和32年1月1日～ 32年12月31日	
区 分	保健指導件数
妊 婦	425,195
産 婦	66,660
乳 児	1,807,109
幼 児	513,892
計	2,812,856

厚生省児童局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

三 児童の健全育成施策

先にも触れたとおり、一般児童の健全育成に努めることは国家社会の当然の責務である。しかしながら、わが国の現状は、一般児童の健全育成のために解決されなければならない多くの問題点を含んでいる。われわれは、一般児童が心身ともに健全に育つて行くための社会的条件を造成するとともに、児童、そしてその母の健康を守つて行かなければならない。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

三 児童の健全育成施策

(一) 母子保健

児童福祉の基本理念であり、また母子衛生の窮極の目的として、すべての児童が健やかに生れ、かつ、育つことを期待するためには、すべての母の妊娠、分娩、育児につき一貫して適切な指導と援助が行われ、あわせてそれに必要な設備が整備されることが必要である。しかるに最近数年間における乳幼児死亡率などの推移を見ると第一一表のとおりであり、このうち乳児死亡率を欧米先進諸国に比べると第二七図に示すとおり、なお相当高率であることを示している。昭和三〇年における我が国の乳児死亡率は、市部が三四・五であるのに対し、郡部は四五・二となっており、このことはとくに農村において改善の余地が多いということを示している。

現在、母子の保健衛生に関する指導は、前述のとおり保健所を中心として行われているが、多方面にわたる公衆衛生事業を担当している保健所に対して、母子保健指導のすべてを期待することは、保健所の現状等からして困難であるといわなければならない。そこで、今後の母子保健事業の飛躍的な進展を図るために、従来の保健所による活動を拡充強化するとともに新たに市町村を主体とした母子の保健指導を強化するため、三三年度から市町村区域における総合保健施設として母子健康センターを設置することとなり、五三力所の新設を見たのである。

母子健康センターは、市町村がその住民の健康と福祉の基盤としての母子の健康を保持増進するために、妊娠中の健康相談、助産設備の運営、乳幼児の育児、保健の相談、指導を行うとともに、受胎調節指導、栄養指導、母親学級の開催等を行う総合的な母子保健施設である。なお、従来行政的施策を補うものとして、母子保健に関する地域社会の住民の自主的な組織活動の育成強化につき努力が払われてきたが、これが活動の拠点としての役割をも果たすことも期待され、今後の成果が注目されるとともに、その増設が望まれる次第である。

第111表 母子衛生に関するおもなる人口動態

第111表 母子衛生に関するおもなる人口動態

区 分	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年
出 生	23.4	21.5	20.0	19.4	18.5	17.2
乳 児 死 亡	49.4	48.9	44.6	39.8	40.6	40.1
新 生 児 死 亡	25.4	25.5	24.1	22.3	23.0	21.6
死 産	92.3	93.8	95.6	95.8	97.1	101.3
自 然 死 産	42.8	43.5	44.6	44.5	46.9	49.9
人 工 死 産	49.5	50.2	51.1	51.3	50.1	51.4
妊 産 婦 死 亡	15.5	16.4	16.7	16.0	15.2	15.2

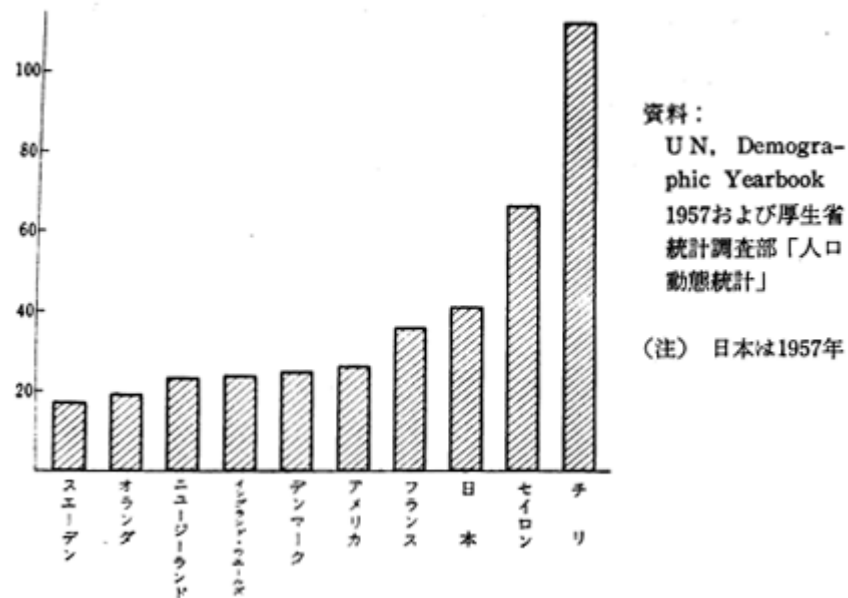
資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 1. 31年までは確定数、32年は概数である。

2. 出生率は人口千対、乳児死亡率、新生児死亡率は出生千対、死産率は出産(出生+死産)千対、妊産婦死亡率は出生1万対の率である。

第27図 各国の乳児死亡率

第27図 各国の乳児死亡率 1956年(出生千対)



第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

三 児童の健全育成施策

(二) 未熟児

新生児死亡、すなわち出生後二八日(四週間)未満で死亡した者のうち四一%は身体の発育が未熟のまま生れたいわゆる未熟児であるが、従来その養育のための特別の施策はなんら講ぜられていなかった。ちなみに、出生児の体重分布および出生時の体重別新生児の死亡の状態を見ると第一一二表および第一一三表のとおりであり、いわゆる未熟児(出生時体重二、五〇〇グラム未満)は全出生児の七・二%を示している。しかし、身体の発育が未熟のまま生れた乳児であつても、出生後すみやかに適切な処置を講ずればそのうちのあるものは死亡を免れるのであつて、乳児死亡の改善という観点から、またたとえ未熟児であつても健全に養育することが社会的に要請されているという事情から、未熟児対策の早期実施は、久しく要望されてきた。

この要望に基づき、三三年度から未熟児養育対策はその緒についたのであるが、その概要は次のとおりである。

未熟児は出生後すみやかに処置することが必要であるため、まず体重二、五〇〇グラム以下の乳児が出生したときは保護者から保健所長に対し届出の義務を課することによりその早期把握に努め、保健所長は症状、家庭環境その他を勘案し、必要に応じて医師、保健婦、助産婦等による訪問指導を実施することになっている。また、保健所においては、家庭における未熟児は養育の安全を期するため、家庭用の簡易保育器を整備して随時貸出を行うものとし、さらに入院を必要とする重症の未熟児(出生時体重一、八〇〇グラム以下のもの等)については、保護者の申請により養育に必要な医療の給付を行うことになっている。

ところで未熟児の出生は、妊婦の妊娠中毒症、結核、梅毒、妊娠中の母体の過労、栄養障害等に原因することが多いのであつて、妊婦の保健指導を強化することによりその予防と早期発見、早期治療に努めるべきことはいうまでもなく、この観点からも先に述べた保健所、母子健康センター等を中心とする母子保健施策の充実強化が望まれる。

第112表 出生時の体重分布

第112表 出生時の体重分布 昭和30年

体 重	総 数	男	女
総 数	人 1,730,692 (100.0)	人 889,670 (100.0)	人 841,022 (100.0)
平 均 値	3.111	3.152	3.068
2,500g 未 満	124,491 (7.2)	57,979 (6.5)	66,512 (7.9)
2,500g 以 上	1,606,201 (92.8)	831,691 (93.5)	774,510 (92.1)
1,000g 未 満	284 (0.0)	121 (0.0)	163 (0.0)
1,000 ～ 1,499g	3,990 (0.2)	1,807 (0.2)	2,183 (0.3)
1,500 ～ 1,999g	20,404 (1.2)	9,777 (1.1)	10,627 (1.3)
2,000 ～ 2,499g	99,813 (5.8)	46,274 (5.2)	53,539 (6.4)

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) かつこ内は、百分比を示す。

第113表 出生時の体重別新生児死亡

第113表 出生時の体重別新生児死亡 昭和28年

体 重	出 生 数	死 亡 数	出 生 千 対 死 亡 率
総 数	人 174,024	人 4,558	26.2
2,500g 未 満	11,492	1,887	164.2
2,500g 以 上	162,532	2,671	16.4
1,000g 未 満	30	29	966.7
1,000 ～ 1,499g	326	216	662.6
1,500 ～ 1,999g	1,730	695	401.7
2,000 ～ 2,499g	9,406	947	100.7
2,500 ～ 2,999g	47,060	1,229	26.1
3,000 ～ 3,499g	83,233	1,089	13.1

厚生省統計調査部調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

三 児童の健全育成施策

(三) 保育所

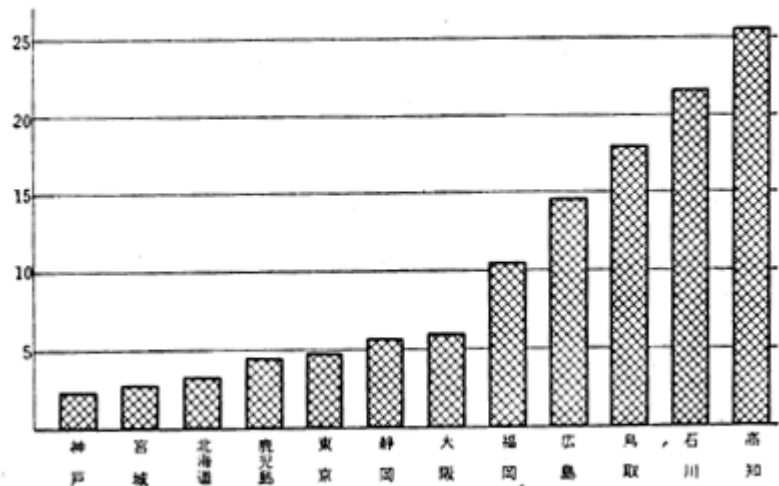
すべての児童が、両親の温い愛情に包まれた家庭の中で健やかに育てられることが、児童の健全育成にとって最も望ましい姿であることはいうまでもない。しかし、最近の社会情勢のもとでは、両親の労働や疾病等の理由により放置されている児童の数も少なく、これら家庭に恵まれない児童には、これに代るなんらかの環境が与えられなければならない。このような保育に欠けている乳児や幼児を、保護者から委託を受けて保育することを目的とする施設が保育所である。この意味において、保育所は児童のために一定の時間だけ家庭の延長としての役割を果たすものであり、児童の健全な成長にとって、その果たしている社会的機能はきわめて大きい。

昭和三十三年六月末現在において保育所は全国に九、三五〇カ所あり、六五万二、三五一一人(厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」)の児童を収容しており、二三年一二月末における施設数一、四七六、収容人員二二万五、五〇三人に比べれば著しい増加を示している。しかし保育所設置についての要望は依然としてきわめて強いものがあり、とくにここで注意を要するのはその不足する保育所が適正に配置されていないという事実である。第二八図はおもな都道府県および指定都市における人口一、〇〇〇人に対する保育所の収容定員を示したものであるが、これによると最低二・二六から最高二五・一までの較差があり、その普及状態がきわめて不均衡であることを物語っている。今後においては、これらの地域的事情を充分考慮しつつその増設を行う必要がある。保育所には、保母や嘱託医が置かれ入所児童の健康状況の観察、個別検査、自由遊び、給食等が行われ、できるだけ家庭に近い環境の中で児童の育成に努めているが、保育所の運営については従来から制度上運用上種種の問題があつたため、これまでの検討の結果に基づき、「保育所措置費の国庫負担制度」をはじめとして、本年度から保育所制度の充実とその適正化が図られることとなつた。そのうち注目すべきものは保育料の徴収基準の改正と乳児として保育される者の範囲の拡大である。

まず保育所運営に要する経費は、原則として入所している児童の扶養義務者から徴収するが、負担能力のない場合には国、地方公共団体が一定の割合で負担する建前になつている。そして、従来は扶養義務者をその収入に応じて十数段階の階層に区分し、保育料の徴収を行ってきたが、その基準があまりにも複雑な点もあり、事務上の煩雑さもあつて適正な運用が行われず、入所児童の属する世帯を課税階層の区分に応じて四階層に分け、それぞれの保育料を徴収することとして事務の簡素化と運用の適正を図ることになつた(第一一四表参照)。現在保育所に入所している児童の階層別分布を見るとA階層五・七%、B階層六・三%、C階層六七・一%、D階層二〇・九%となつている。このことからわかるようにC階層の幅が非常に広く、これをさらに二つの階層に分けるべきであるという声が強い。

第28図 主要都道府県別保育所定員分布密度

第 28 図 主要都道府県別保育所定員分布密度
(人口千対)



厚生省児童局調

第114表 保育料徴収金基準額

第114表 保 育 料 徴 収 金 基 準 額

D 階層	C 階層	B 階層	A 階層	階層別		
帯税よる分階A され所所階階 て得除きお る税を法前び 世課に年B 算保た暖単一そ 育と費価較の分 し単ときは額月 は支弁(保日 をそし採育の	世税よる分階A され所所階階 て得除きお る税を法前び 世課に年B	い税に年A るをよる分階A 世課市地方除 帯税され村税法 て民	含(る生 む)給被保 (単給護法 ののによ 世帯を	対 象		
				基 準 額	三才以上の児童	徴 収 金 基 準 額 (円)
				加算基準額	三才未満の児童	
				基 準 額	加算基準額	
一、五〇〇	四五〇 二二五 六五〇 三三五	一〇〇 五〇 二〇〇 一〇〇	〇 〇			

なお、先に述べた乳児に対する対象年齢の引上措置について若干の説明を加えると、従来は保育所の対象児童を一才未満と一才以上とに分けていたのを、三三年度から三才未満と三才以上六才までとに分けることにし、給食費単価は三才未満については二四円三〇銭から三〇円に、三才以上児については七円一〇銭から八円一〇銭に増額され、これに関連して保育所における給食について指導の強化が行われた。このことは、乳幼児期にある児童の栄養確保という面から、保育所における乳児保育に施策の重点が置かれたことを意味し、乳幼児期の栄養の欠損が児童の将来の成長を大きく左右するという事情を考えあわせるとき、児童の健全育成のため今後の成果が期待される。

以上、一般保育所についてその現況を概観したが、これとは別に特別保育対策として開設される保育所に季節保育所がある。農山漁村、とくに農村においては繁忙期にともすれば放置されがちになる児童が少なくないため、これらの保育に欠ける児童の保育を目的とするものであり、国としては、二八年度から国庫補助金を計上してこれの推進に努めており、三三年度においては、予算額三、二〇〇万円で年間九、五〇〇力所の運営補助を行つているが、なお、その増設が要望されているところであり、またとくに開拓地区等についてはその実情に照し、開所日数の延長と運営費単価の増額を図る必要がある。さらに現在も行われていないが、日雇労働者についても、保護者の職場が常に移動し常設の保育所を利用することが困難であるという特殊性にかんがみ、児童の福祉を図り、あわせて低所得動労者の動労能率の向上を図るため、最も就労件数の多い事業場付近を対象として保育所を設けるというような特別の対策が要請されている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

三 児童の健全育成施策

(四) 児童の不良化防止・健全育成

児童が心身ともに健全に育成されるためには、健全な社会環境が必要であることはいうまでもないが、最近における少年の不良行為、犯罪行為の激増、さらには交通事故等による不慮の事故の増加等を見ると、児童の置かれている環境が健全であるというにはほど遠く、これら不健全な社会環境から児童を守るとともに、そのような環境を積極的に改善して行くことは児童の健全育成の見地から緊要の課題である。ちなみに、昭和二〇年以降の青少年犯罪の動きを見ると第二九図のとおりであり、二六年を頂点にして一時低下の傾向を示したが、最近はむしろ再び漸増の傾向にあり、また、学業を怠り盛り場をはいかいして不健全娯楽にふけるような補導を要する少年の数も、警察庁の調べによると、三〇年約二七万人、三一年約三十一万人、三二年約四三万人とこれまた漸増している。他方、五才から一四才までの児童のでき死、交通事故死等不慮の事故による死亡は、三一年四、〇九〇人であつてこれら児童の死亡原因の第一位を占め、また、三二年度の交通事故による死傷者の年齢分布を見ると、全死傷者数一三万二、〇〇〇人のうち二〇才未満の者が三二%、一五才以下の者が二二%を占めている(警察庁調)。

次に、厚生行政の面からとられている児童の健全育成のための施策をながめることにしよう。各都道府県に置かれている児童相談所、福祉事務所、児童委員等が児童福祉のための機関として活動していることについてはすでに述べたところであるが、この外児童福祉に関する事項を調査審議するための機関として中央および地方に児童福祉審議会が置かれ、優良文化財の推せん、不良文化財の排除の勧告等の活動が続けている。児童文化財は、児童の人格形成のうえに重要な役割を果たすものであるが、その中には児童に有益となるものも多い半面、健全育成を阻害し、不良化させる要因となると考えられるものも少なくないから、今後さらに審議会の積極的な活動が望まれるところである。

第29図 青少年犯罪指数の推移

第 29 図 青少年犯罪指数の推移
(昭和20年=100)



資料：警察庁「犯罪統計書」

次に児童厚生施設としては、児童遊園、児童館があり、これらの施設は、後述する児童福祉施設がなんらかの意味において保護を必要とする児童を入所させることを目的としているのに対して、広く一般の児童を対象として、児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにし、健康を増進して児童を精神的、肉体的社会的に成長せしめようとするものであつて、児童を健全に育成しようとする積極的な意義を有するものである。したがつて、とくに小住宅の密集した地域や、両親の労働、疾病等のために放課後街頭に放置される児童の多い地域においては、交通事故等不慮の事故から児童を守るためにも、児童の心身の健全な成長のためにも重要な役割を持つものであり、国の積極的な援助のもとにこれら施設の設置促進を行うとともに、後述する児童福祉地域組織との連けいおよびその指導、優良文化財の紹介普及、情報資料の提供、座談会、講習会の開催等その運営内容の充実を図る必要がある。

児童福祉地域組織としては、子供会、母親クラブ、児童指導班等小地域社会における自主的な組織が漸次普及しつつあり、その現況は 第一一五表のとおりである。そもそも児童の健全な育成のためには、児童が現実生活している市町村または部落の末端におけるこれら自主的地域組織の活動が重要な意味を持つものであるが、それと同時に地域住民と密接し、児童厚生施設、児童福祉地域組織さらには先に述べた母子健康センター等との連けいを図りつつ、一般家庭における母子の健康の向上、児童の不良化防止等児童委員の活動を援助して家庭にある児童の健全育成活動を積極的に推進する中核体として健全育成推進員ともいふべきものを市町村に設置することが要請されている。

第115表 児童福祉地域組織の現況

第115表 児童福祉地域組織の現況

昭和32年2月末現在

区 分	組 織 数	組 織 人 員
子 供 会	66,580	3,428,182
母 親 ク ラ ブ	9,083	515,002
児 童 指 導 班	7,234	57,185

厚生省児童局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

四 要保護児童に対する施策

われわれは、先に家庭にある児童を中心にその健全育成のための施策を見てきたが、広い世間には家庭を持たない児童とか、身体上、精神上なんらかの障害、欠陥のある児童など、国家社会が責任をもつて積極的に保護に当らなければならない児童も少なくない。その場合考えられる保護の方法としては二つのものがある。一つは施設に収容して児童を保護する方法であり、他は里親、保護受託者等の他人の家庭において保護を行う方法である。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

四 要保護児童に対する施策

(一) 要保護児童の現況とその問題点

児童福祉の動向のところでも触れたように、要保護児童の問題は、早くから国によつて取りあげられ推進されてきたものであり、現在の児童福祉行政の大半がこれら要保護児童を対象とするものであるといつても過言ではない。しかして、要保護児童に対する施策とは、要するに、その欠けているところを充足させることであつて、具体的には、それぞれの特殊な条件に応じた施設に入所させて必要な保護を与えることなどがそのおもなものであるが、そのような目的に応ずるため、現在――一種の児童福祉施設が設けられている(保育所についてはすでに述べた)。その施設数と収容人員は第一一六表のとおりで、昭和二三年における施設数六二三カ所、収容人員二万五、一〇〇人と比べると、施設数にして約三倍、収容児童の数は約二、七倍といずれもかなりの増加を示している。

児童福祉施設についての問題点としては、やはりその数の不足ということであり、とくに精神薄弱児施設、し体不自由児施設の早急な拡充が強く要望されているところである。

第116表 児童福祉施設数および収容人員

第116表 児童福祉施設数および
収容人員
昭和33年6月末現在

種 別	施設数	収容人員
養 護 施 設	547	33,412人
精 神 薄 弱 児 施 設	98	5,718
精 薄 通 国 施 設	11	291
教 護 院	52	4,602
盲 児 施 設	31	1,555
ろ う あ 児 施 設	42	2,881
母 子 寮	645	35,262 (11,741)
乳 児 院	131	2,904
虚 弱 児 施 設	24	1,216
し 体 不 自 由 児 施 設	27	1,874
助 産 施 設	292	1,119
計	1,900	67,313

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」
(注) 母子寮のかつこ内は世帯数である。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

四 要保護児童に対する施策

(二) 心身に障害のある児童の保護

身体障害児童

身体障害児童というのは、視覚、聴覚、言語機能に著しい障害のある児童およびし体不自由児のことをいう。身体障害は、先天的にあるいは乳幼児期に発生することが多いが、とくにし体不自由児については、早期に適当な治療を施せば、将来独立自活し得る能力を与えることが比較的容易であるから、幼児期における障害の早期発見と早期治療は、きわめて緊要なことといわねばならない。

このための措置としては、第一に保健所における「療育指導」がある。具体的にいえば、身体障害児の診査、相談を行い、これに基づく助言指導さらに特殊な治療その他の措置が必要と認められる場合には育成医療の給付や、し体不自由児施設に入所させるよう指導することなどであるが、現在専門医においてこれを実施している保健所(療育指定保健所)は、全国七八八の保健所のうち一六九カ所にすぎず、ここで取り扱われた指導件数は、第二七表の示すように医療相談、補装具相談合わせて五方五、〇〇〇件程度である。し体不自由児の総数は、約二三万四、〇〇〇人(昭和二九年文部省実態調査に基づく推計)と推定されているときこの指導件数はあまりにも少いといわなければならない。

療育指導の結果、治療を必要とするという判定を受けた児童については「育成医療」の制度が設けられている。「育成医療」とは、身体に障害のある児童に対して、生活能力を賦与するために必要な医療のことをいい、比較的短期間に治療の効果が期待できるものに重点をおいて給付され、経済的理由によりその費用を負担できないものについては治療費を公費で負担することとされている。育成医療の給付件数は第二八表に見られるように、昭和三二年においては七、六七五件となっており、三二年中における療育相談の結果、育成医療が必要と判定された児童数約一万七、〇〇〇人のうちの四五%程度にしかすぎない状況にある。これは指定医療機関が少く、かつ、偏在していることおよび公費負担能力が低いこと等によるものと考えられるが、少くとも育成医療が必要とされた児童については、すべて給付を受けられるようにしなければならない。

し体不自由児は、その六〇%が治療により機能回復を期待できるとされているが、その四分の一は、長期の入院治療を必要とする。これらの児童を収容し、治療を行うとともに、将来健全な社会生活を営むことができるようにするために機能訓練、職能訓練および生活指導を行う施設としてし体不自由児施設がある。その数は、三三年六月末現在二七カ所、収容定員一、九六二人であつて、緊急に措置を必要とするし体不自由児が二万人をこえる(厚生省児童局調)といわれている現在、その数はあまりにも貧弱であり、先にも述べたごとく早急に施設の拡充を図る必要があるわけである。

育成医療の給付およびし体不自由児施設は身体障害児の治療を目的とするものであるが、身体障害児のなかには治療による機能の回復は望めないが、義し、補聴器等の補装具を使用することにより身体の機能を補充または造成することが可能である者もあるので、これらの児童に対して、公費負担による補装具の交付等が行われている。第一一九表は、三二年中におけるその実績を示している。

第117表 身体障害児療育指導結果

第117表 身体障害児療育指導結果

昭和32年1月1日

～32年12月31日

障 害 の 種 類	医 療 相 談	補装具 相 談
総 数	34,284	21,056
し 体 不 自 由	32,929	20,054
視 覚 障 害	557	432
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	488	402
音 声 言 語 機 能 障 害	310	168

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計」

第118表 障害種類別育成医療給付件数

第118表 障害種類別育成医療給付件数

昭和32年1月～32年12月

入 院	し 体 不 自 由	4,681
	視 覚 障 害	121
	聴 覚 平 衡 機 能 障 害	57
	音 声 言 語 機 能 障 害	164
	計	5,023
外 来	し 体 不 自 由	2,606
	視 覚 障 害	23
	聴 覚 平 衡 機 能 障 害	12
	音 声 言 語 機 能 障 害	11
	計	2,652
合 計		7,675

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計」

第119表 補装具交付修理件数

第119表 補装具交付修理件数

昭和32年1月～32年12月

区 分		交 付	修 理
		決 定 件 数	決 定 件 数
し 体 不 自 由	義 し 類	935	315
	装 具 類	2,311	138
	車 い す	193	10
	松 葉 つ え	62	—
視 障 力 害	盲 人 安 全 つ え	132	—
	眼 鏡	17	—
聴 障 力 害	補 聴 器	743	104
そ の 他		428	—
計		4,821	567

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計」

精神薄弱児

精神薄弱児とは、先天的な原因により、あるいは生後比較的早い時期に脳に障害を受けたことにより精神的機能の発育が停滞している児童をいう。このような精神薄弱児は、そのまま放置すれば非社会的あるいは反社会的な行為をとるようになりがちであるので、とくに社会生活への適応性を与え、将来独立自活し得るような知識技能を授けることが必要である。

精神薄弱児を収容してこのような保護指導や教育を行うものとして、精神薄弱児施設がある。昭和三三年六月末現在九八施設、収容定員六、〇一四人であるが、現在ただちに収容保護を要する精神薄弱児は約二万六、〇〇〇人(厚生省児童局調)を数えるといわれる実情にかんがみると、先にも述べたとおり施設の拡充整備を強力に推し進める必要がある。また、通園が可能であり、かつ、適当である精神薄弱児に対しては、個別的集团的に生活指導を行うことを目的として、三一年度から精神薄弱児通園施設が設けられることになり、現在全国六カ所に設置されている。精神薄弱児のなかには、必ずしも収容保護を必要とせず、他方居宅指導のみでは不十分な児童が少なく、このような児童のために精神薄弱児通園施設の今後の普及が要望されている。なお、三二年度において、国立の精神薄弱児施設が一カ所設置され、とくに程度の著しい精神薄弱児、あるいは盲、ろうあとの二重三重の障害を有する児童を収容して、生活、作業、運動等の指導を行うことになった。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

四 要保護児童に対する施策

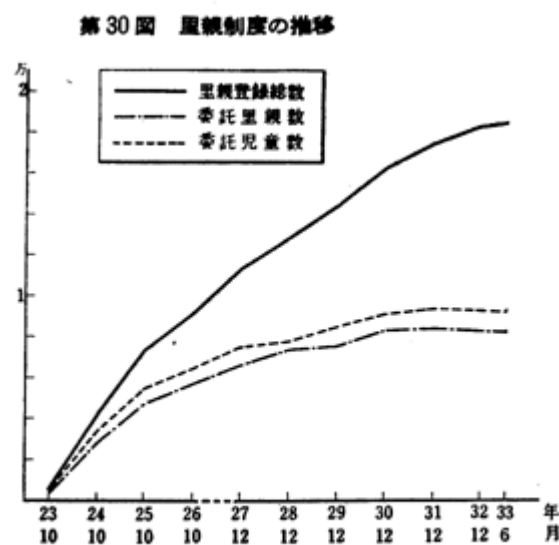
(三) その他の児童の保護

里親制度

里親制度とは、保護者のない児童など家庭に恵まれない不幸な児童に、家庭に準ずる環境と親に代る保護者とを与え、その温い愛情と家庭的ふん囲気の中で育成しようとする制度である。

親のない児童等養護に欠ける児童を保護育成する施設として、乳児院や養護施設があるが児童にとって家庭に代る環境はないという児童福祉上の理念から見て純然たる家庭形態のなかで児童を養育しようとするこの制度が、児童の健全な成長のためにすぐれた長所を持っていることはいうまでもない。このような里親制度のこれまでの状況は、第三〇図の示すとおりであり、昭和三三年六月末現在、里親登録数は一万八、三九二人、現に児童の委託を受けている者は八、五一八人、委託されている児童数は九、四七七人で、その委託率は約四六％となつている。しかし、ここで注意しなければならないのは、里親登録数が年々増加しているのに反して、委託率は次第に低下しているということである。これには里親側の児童に対する希望条件がむずかしいこと、里親に支給される養育手当が少額であること等の原因が考えられるが、先にも述べたように、この制度はすぐれた長所を持っている以上、委託の促進、里親の開拓などを行うことにより、その発展を図ることが必要であろう。ただこの場合注意を要するのは、措置される児童を正確に把握したうえで、その児童のためにふさわしい里親の発見に努め、かつ、里親の児童の養育について、一層積極的な指導、助力を行うべきことである。

第30図 里親制度の推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」

なお、里親制度に類似したものとして、保護受託者制度がある。保護受託者とは、義務教育を終了した

養護に欠ける児童を、委託を受けて養育し、かつ、独立自活に必要な職業の指導を行うことを希望するもので、俗に職親といわれ、家庭即職場という条件を備えている必要がある。登録保護受託者は、三三年六月末現在二、一八一人、そのうち現に児童が委託されている者二六七人、委託されている児童二九三人となつている(厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」)。

要教護児童

最近の要教護児童すなわち非行児童について注目を要することは、女子児童の増加とその悪質化の著しいことである。ちなみにその数を警察庁の調べによつて見ると、昭和三二年において四万六、〇〇〇人、前年に比して一万二、〇〇〇人、比率にして約三五%の増加となつている。これら非行児童を収容して教護することを目的とする施設として教護院が全国五二カ所に設置されているが、これら女子の現況にかんがみると、教護院の機能の強化に努めることはもとよりのこと、非行女子のうち要教護性の強い者に対してはこの際新しくもつぱら女子のみを収容する教護院の設置をも考慮する必要がある。

以上、保護を要する児童に対してどのような施策が行われているかを概観したが、特別の保護を必要とする児童でありながらこれまでなんら積極的な施策がとられずに残されている問題として、結核児童の療育の問題がある。

結核による長期欠席児童は、約二万三、〇〇〇人に及ぶといわれているが、現在これらの結核児童は一般の医療対策の中で救済されているにすぎない。しかるに、通常の結核療養所は、知的、情操的発達の途上にある児童の生活環境として欠けるところが多いのみならず、療養児童の学業の遅延による心理的悪影響も看過できないものがある。したがつて、これらの欠陥を補うため、児童の持つ特殊性に応じた適当な療養環境のもとに疾病の治療を行い同時に学習指導や生活指導をも行い得るような機能を有する医療機関の存在が強く要請されている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

五 母子福祉

(一) 意義

わが国において、母子福祉の問題が児童福祉行政の一環として取りあげられているのは、児童に対してできるだけ健全な家庭を与えようという児童福祉の理念に基づくものである。一般に児童をかかえて家事に従事している母の経済的能力は低く子あるがゆえに就職は困難であり、たとえ職につくことができたとしてもその報酬は低廉であるのがわが国の現状である。このように経済的に弱い立場にある母に対して、子をほ育し、監護し、教育する義務の履行をしいることは、それ自体困難なことといわなければならない。したがって国家社会にとって、これら母子家庭を保護し、母がその責任を容易に遂行できるような方策を講ずることが、母子福祉の見地から緊要な課題となるのである。

第120表 原因別母子世帯の分布

第120表 原因別母子世帯の分布					
昭和31年8月（百分比）					
年次	総数	戦傷病死 戦災死	その他の 死別	離婚	その他
昭和27年	100.0	38.1	47.0	7.6	7.3
31	100.0	26.1	51.8	14.6	7.4

資料：厚生省児童局「全国母子世帯調査」

昭和三十一年八月に行われた全国母子世帯調査の結果によると全国における母子世帯の数は一一五万と推計され、そのうち約四〇万世帯は母と一八才未満の児童からなる世帯である。そしてこの調査から母子世帯になった原因別にその分布を見ると第一二〇表の示すようにその約七八％は夫との死別がその原因となつている。ただここで注意を要するのは、二七年に行われた調査との比較である。二七年においては、戦傷病および戦災による死別がかなりの割合を占め、一般の死別との差があまりなかつたのに対し、三十一年になると戦傷病および戦災による死別は減少し、逆にその他の死別が増加してその較差が大きくなつたことである。このことは、当初もつばら戦争未亡人とその遺児の世帯の問題として意識されていた母子世帯の問題が、敗戦後十余年を経過する間に徐徐にその実態を変え、恒常的な骨子世帯一般の問題に転換しつつあることを示している。

次に、右の調査から母子世帯の生活の実態を観察してみると第一二一表のとおりである。すなわち、現金収入が月額一万円未満の世帯が全体の約四八％を占め、太線で示されているように全体の約一四％は家計が赤字の状態にある。また、生活保護法の適用を受けている母子世帯は全母子世帯の約一二・五％にあたっている(厚生省統計調査部「昭和三二年厚生行政基礎調査」)。これらの数字は、母子世帯が経済的に非常な苦境にあることを物語っており、母子世帯に対する施策が強力に推進されなければならないゆえんである。

第121表 現金実収入階層別・現金実支出階層別母子世帯の分布

第121表 現金実収入階層別・現金実支出階層別母子世帯の分布
昭和31年 8 月 (百分比)

支出階層 収入階層	収入階層						不 詳
	総 数	3,000円 未 満	3,000～ 4,999円	5,000～ 9,999円	10,000～ 14,999円	15,000円 以 上	
総 数	100.0	3.9	9.8	38.0	24.1	23.1	1.1
3,000円未満	5.8	2.9	1.2	1.3	0.4	0.2	—
3,000～ 4,999円	10.8	0.4	6.4	3.7	0.3	0.1	0.05
5,000～ 9,999円	31.4	0.2	1.0	24.9	3.6	1.0	0.1
10,000～ 14,999円	22.6	0.3	0.5	5.1	14.2	2.3	0.2
15,000円以上	28.7	0.2	0.1	3.1	5.6	19.6	0.1
不 詳	0.7	—	—	0.05	0.05	—	0.6

資料：厚生省児童局「全国母子世帯調査」
(注) 太線内は合計 14.1%

第二部 各論

第三章 社会福祉

第二節 児童福祉および母子福祉

五 母子福祉

(二) 母子福祉対策

これら経済的に恵まれぬ母子世帯に対する対策として、所得保障の観点から母子年金制度が現在準備されつつあることについては第一章第一節年金問題のなかで詳しく触れたので、ここでは省略する。

母子福祉独自の分野で現在行われている施策としては、昭和二七年に制定された母子福祉資金の貸付等に関する法律に基づく母子福祉資金の貸付、母子相談員による相談指導等をはじめとし、生活保護法による母子加算、母子寮その他課税免除、公営住宅の優先入居等各般にわたっている。

母子福祉資金の貸付というのは、母子世帯の母に対しては、事業を開始するにあたって必要な資金(生業資金)、就職に際して服装をととのえるための資金(支度資金)、就職するために必要な知識や技能を習得するのに必要な資金(技能修得資金)等六種類の資金を貸し付け、他方扶養される児童に対しても修学資金等三種類の資金を貸し付けることにより、母子世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、同時に扶養されている児童の福祉を増進しようとする制度である。なお父母のない児童に対しても修学資金、修業資金等は貸し付けることができることになっている。三二年度における母子福祉資金の貸付件数は約五万三、〇〇〇件、その金額は約一〇億円となっており、さらに、この制度発足以来の貸付金総額は、約五〇億円に達している。なお、三二年度における母子福祉資金の種類別貸付状況を見ると第一二三表のとおりである。これからも明らかなように扶養される児童に対する修学資金が一番多く金額も三八%を占め、ついで母親に対する生業資金が二六・五%、事業継続資金が二四・三%となっている。このことは児童の学業と母親の事業のために資金の大半が使われていることを示すものであつて、母子福祉資金の貸付が、母子世帯にとつていかに有意義なものであるかを物語っている。

第122表 母子福祉資金貸付の申込および決定状況

第122表 母子福祉資金貸付の申込および決定状況						
年 度	貸 付 申 込 状 況		貸 付 決 定 状 況		申込に対する 決定の比率	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人員	金額
昭和28年度	人	円	人	円	%	%
	80,621	2,410,709,557	47,498	1,218,182,335	58.9	50.5
29	60,401	1,515,556,180	47,875	1,039,695,550	79.3	68.6
30	63,007	1,314,520,390	51,598	912,583,960	81.9	69.4
31	61,136	1,253,505,580	50,708	904,081,820	83.0	72.1
32	63,529	1,307,849,345	53,015	1,001,424,600	83.5	76.6

厚生省児童局調

母子相談員は、各都道府県の非常勤職員として、各福祉事務所に駐在し、母子家庭における経済上の問題、児童の就学、就職の問題等生活万般の相談に応じその指導を行う職員である。その数は、現在八三〇人をこえ、二八年末制度の発足以来現在までに約一八八万件の相談に応じ、そのうち約一〇六万件が解決を見ている。

最後に住宅問題について触れると、戦後の一般的な住宅事情との関連において母子家庭の住宅問題もきわめて深刻なものがあつたため、三〇年度以降において公営住宅法による第二種公営住宅のわく内において母子家庭の優先入居の措置が講ぜられている。なお、母子を収容保護する施設として母子寮があるが現在の母子寮は児童福祉施設としての性格七、児童が一八才以上になると退寮しなければならないことになつている。そこで、これら児童の年齢超過のために入所継続の措置のできない母子世帯や、住宅に困窮しているため経済的精神的ななお児童の福祉が阻害されている母子世帯に対して、低廉なる居住の場所を与えるために、さらにこれまでの母子寮とは別のものの設置の必要性が強く叫ばれている。

第123表 母子福祉貸付金の種類別申込および貸付状況

第123表 母子福祉貸付金の種類別申込および貸付状況						
昭和32年度						
種 類	申 込 状 況		貸付決定状況		申込金額 に対する 決定金額 の比率	決定金額 の 比 率
	実人員	金 額	実人員	金 額		
	人	円	人	円	%	%
生 業 資 金	8,722	387,461,000	6,267	265,003,000	68.4	26.5
支 度 資 金	3,419	47,904,500	3,091	42,333,700	88.3	4.2
技能修得資金	176	3,279,000	161	2,790,000	85.0	0.3
生 活 資 金	67	1,803,145	60	1,346,000	74.6	0.1
事業継続資金	10,845	316,704,000	8,579	243,613,400	76.9	24.3
住宅補修資金	2,410	69,316,500	1,719	48,050,300	69.3	4.8
修 学 資 金	36,677	461,898,400	32,042	380,569,600	82.4	38.0
修 業 資 金	1,213	19,482,800	1,096	17,718,600	91.0	1.8
合 計	63,529	1,307,849,345	53,015	1,001,424,600	76.6	100.0

厚生省児童局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第三節 引揚者、未帰還者および戦争犠牲者の援護

一 引揚者

(一) 引揚の経過

第二次大戦の終結に伴う軍隊の復員や在外居留民の内地引揚は、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、中国関係諸地域については昭和二一年末にほぼ終了を見たものの、ソビエト占領地域および中共治下の地域からの引揚は、着手が遅れしかも二五年四月には一時停止されるような事態まで生じ、国民の憂慮を招く時期もあつたがその後二八年に至り一再び集団引揚が実現し、第一二四表のと通りの引揚人員があつた。

第124表 ソビエト地域及び中共地域集団引揚人員

第124表 ソビエト地域および中共地域 集団引揚人員		
上 陸 年 月 日	人 員	
	ソビエト	中 共
昭 和 28 年	798	26,032
29	419	1,110
30	164	1,843
31	1,189	1,275
32	173	93
33 1 月	219	—
“ “	185	—
“ 4 月	—	367
“ 5 月	—	413
“ “	—	440
“ 6 月	—	514
“ 7 月	—	419
“ 9 月	122	—
計	3,269	32,506
厚生省引揚援護局調		

また北鮮地域からの残留邦人の引揚(引揚者三五名)も三一年四月に実現した。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第三節 引揚者、未帰還者および戦争犠牲者の援護

一 引揚者

(二) 引揚者に対する援護

これら引揚者に対する援護は、応急的なものとして上陸地における帰還手当その他め援護金品の支給、施療および国内における輸送に際しての援護等が行われており、さらに落着先(定着先)においては、住宅対策、更生資金の貸付、引揚者給付金の支給さらには就職のあつ旋等の措置が講ぜられてきているのである。とくに昭和三二年五月には、一般的に引揚者が生活の根拠を失っているところからその援護を目的とした「引揚者給付金等支給法」が成立し、これに基づいて引揚者給付金および遺族給付金が支給されることになったが、給付金の支給予定者三三七万八、〇〇〇人のうち、三三年七月末現在において、すでに二三六万三、〇〇〇人分について受付を完了した。

なお、引揚者給付金等支給法の実施に伴って、三二年度から引揚者国債を担保に生業資金の貸付が行われることになり、三三年八月末現在における累計額は約一三億五、〇〇〇万円になつている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第三節 引揚者、未帰還者および戦争犠牲者の援護

二 未帰還者

(一) 未帰還者の状況

昭和三三年七月一日現在における、氏名の明らかな未帰還者(氏名、本籍等が明らかで、留守家族等から未帰還である旨の届出があつて、未帰還者として把握している者)の総数は、三方六、三八六人であるが、このうち戦後今日に至る間において生存していたというなんらかの資料のあつた者が二万三、七三二人、生死の資料のない者が二、〇八九人、不確実な死亡資料のあつた者が一万五六五人である。これらの未帰還者のうち帰還者から提供された情報および現地からの来信状況等による生存者数に関する情報とを総合して各地域の生存者数を推定すれば第一二五表のとおりで帰国希望のない者も含め約七、五〇〇人になるものと思われる。

これらの生存者の数および氏名が明らかになるに従い、究極においては生存を確認し得ない未還者(いわゆる消息不明者)はたとえその死亡の事実を確認することができなくても、いずれかの時期に、いずれかの場所において死亡したものと推定せざるを得ない状況にたち至るわけである。もちろん、現在においては、生存者の確認は、なお不充分であり、前述の数字はわが国の方で現在までに入手し得た消息資料に基づくものでこの数字によつていまだちに未帰還者の生死を推断することはできないが、一応これを手がかりとして観察すれば次のとおりである。

1 二一年までの消息資料の者が未帰還者総数の七六%を占めており、これらの未帰還者は主として戦争および終戦の混乱時に満洲、北鮮およびソビエト等において消息をたつているものであつて、一般的には大部分がこの時期に死亡しているものと思われる。しかし、中共地域では、国際結婚等で現在生存している可能性も多い。

2 二二年以後二四年までの資料の者は、未帰還者総数の約一〇%であるが、中共地域では死亡者は少いのに対し、ソビエト地域では相当数の死亡者が予想される。

以上未帰還者の状況を概観したが、ここで戦没者の遺骨収集について、ながめてみよう。

三三年一〇月一日現在でソビエト管理地区以外の海外における戦没者の数は一五六万一、三八三人である(これは軍人、軍属のみで一般邦人は含まれていない。)が、このうち戦時中に送還された遺骨および中国本土、タイ、仏印等において復員引揚の際戦友が持ち帰った遺骨を除き玉砕地および激戦地等にあるため送還できなかつた遺骨はその数一〇〇万にのぼるといわれる。もちろん、今日これらの遺骨の全部の収集は望むべくもないであろうが、残された戦士の遺骨に対し訪れ弔う人とてもなき事実は、遺族はもちろん、日本全国民として到底放置し得ないところである。このことは二七年六月の第一三回国会においても取りあげられ、同年一〇月の閣議においては、関係国の了解を得られる地域から遺骨の収集を行うことが決定され、以後第一二六表に示されるとおり八回にわたり各戦域を弔い、一万一、八五六体の遺骨が送還された。なお、残された地域は、中共およびソビエト地域で、これについてはその具体的方策について研究中である。さらにこの収集された遺骨でさいわい氏名の判明した者については、遺族に渡されるが、多数の氏名の判明しない遺骨については、現在国において建設中の無名戦没者の墓(仮称)に収められることになる。

第125表 未帰還者推定生存者数

地 域	資料の明らかな者	推定生存者数	備 考
ソビエト本土	199(昭和25年以後)	200~300	帰国希望者少数
樺 太	546(*)	700	帰国希望者半数
中 共	4,270(* 24年以後)	6,000	国際結婚者 2,900人 (23年以前の資料) 帰国希望者少数
北 鮮	50(*)	200	ほとんど全部が帰国 の意志なし
南 方 諸 島	251(* 25年以後)	233	ほとんど全部が残留 希望者
	他に 2		
計	5,296 他に 2	7,433	

厚生省引揚援護局調

第126表 戦没者遺骨収集の状況

第126表 戦 没 者 遺 骨 収 集 の 状 況

年 次	場 所	遺骨数
1 昭和28年1月31日~3月19日	南鳥島, ウエーキ島, サイパン島, テニヤン島, グアム島, アンガウル島, ベリリニュー島, 硫黄島	440
2 28. 7 4 ~ 7 14	アラスカ	236
3 28. 7 6 ~ 7 25	アツツ島	606
4 30. 1 12 ~ 3 19	ソロモン群島, ビスマルク諸島, 東部ニューギニア	5,889
5 30. 3 6 ~ 4 2	マライ, シンガポール	162
6 31. 2 26 ~ 3 15	ビルマ, インド	1,351
7 31. 6 20 ~ 8 23	西部ニューギニア, 北ボルネオ	611
8 33. 1 20 ~ 3 11	フィリッピン	2,561
計		11,856

厚生省引揚援護局調

第二部 各論

第三章 社会福祉

第三節 引揚者、未帰還者および戦争犠牲者の援護

二 未帰還者

(二) 今後に残された問題

未帰還者の帰還については、鼠が重大な責務を有するものであり、また、その留守家族に対しても国の責任において援護を行うことが当然であり、このような趣旨から留守家族に対しては未帰還者留守家族等援護法に基づく手当の支給が行われており「昭和三三年三月末現在における手当の支給件数および全未帰還者に対する比率は、第一二七表のとおりとなつている。

ところで未帰還者のうち、生存を確認し得ない者、いわゆる消息不明者の大部分は、死亡の公算が大であるにもかかわらず、終戦後二二年を経過した今日においても、従前同様未帰還者として取り扱われこれに伴う援護が行われてきた。これらに対してなんらかの措置を講ずべき必要性が強まつてきているうゑに現行の未帰還者留守家族等援護法に規定する留守家族手当の支給期間が三四年七月末日までである事情も加わつて、未帰還者の問題は、最近切実な問題となつてきた。

これらの事情にかんがみ、三三年四月、「未帰還者問題処理閣僚懇談会」が設置され、同年五月、外地に残留している者の消息について在外公館等を通じて調査する外、国内においても未帰還者調査の徹底を期し死亡の公算の大である者については、留守家族の心情を勘案のうゑ、国または都道府県知事の申立による裁判手続により措置することを考慮する等の方針が決定され、これに基づく具体的施策が検討されているところであるが、要するに未帰還者問題の最終的処理についてなんらかの措置を講ずべき時期が迫つてきているといえよう。

第127表 留守家族手当(特別手当を含む)支給件数および死亡比率

第127表 留守家族手当（特別手当を含む）支給件数および死亡比率				
昭和33年3月末現在				
区 分	未復員者	一般邦人	計	
総 数 (A)	19,897	17,652	37,549	
対 象 件 数 (B)	10,420	2,515	12,935	
(B/A)×100(%)	52.4	14.2	34.4	

厚生省引揚援護局調
(注) 一般邦人の比率は生存資料のある者に対する比率である。

厚生白書(昭和33年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第三章 社会福祉

第三節 引揚者、未帰還者および戦争犠牲者の援護

三 戦傷病者および戦没者遺族、

戦傷病者および戦没者遺族に対する援護施策としては平和条約発効を契機として、昭和二十七年四月第一二回国会において「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の成立をみ、旧軍人、軍属で公務上の負傷または疾病により不具、廃疾となつた者に対して、障害年金が支給されあるいは更生医療または補装具の支給、修理等が行われ、さらに公務上の負傷または疾病により死亡した者の遺族に対しては、遺族年金および弔慰金が支給されることになつたのである。しかしながらこの法律に基づく遺族年金あるいは弔慰金の支給は、恩給法に基づく恩給とは建前を異にし、その額も恩給に比しかなりの低額であつたところからむしろ軍人恩給を復活させるべきであるという遺族をはじめ旧軍人間の声が高まり、二八年八月には軍人恩給の復活を主たる内容とする恩給法の一部改正が成立し、ここに両法が相まつて遺族等に対する国の処遇が講ぜられることになつたのである。

その後、両法とも数次の改正が行われたが、なかんずく三二年一一月、臨時恩給等調査会から内閣総理大臣に提出された報告の趣旨にのっとり、三三年四月第二八回国会において傷病恩給、障害年金、扶助料、遺族年金の増額、準軍属およびその遺族に対する処遇の改善等を内容とする大幅な恩給法の一部改正および戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正が成立することになつた。

かくして、その所要経費は、三三年度予算額において遺族等援護費六〇億六〇〇万円、軍人恩給費八五三億七、五〇〇万円、計九一三億八、一〇〇万円となつており、この外弔慰金として発行された遺族国庫債券の元利金支払のための経費として一五七億九、五〇〇万円が計上されている。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第四節 生活保護制度

一 保護基準

生活保護制度は、生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するものであるが、その具体的な方法は、国民としての最低生活水準を設定し、所得がこの水準に達しない者に対して、不足分を現金給付(医療などは現物給付)を行って最低生活水準を確保させるものである。この最低生活水準を示す尺度が保護基準である。このゆえに、保護基準こそ保護の内容を実態的に規定するものであり、生活保護制度がその目的を達し得ているか否かは、保護基準の適否如何にかかっているといっても過言ではないであろう。また保護基準に表わされる最低生活費は、わが国の生活水準の最下限を画する標準であり、健康で文化的な最低限度の生活を確保する生活保障制度の実態を示すものとして、きわめて重要な意味をもつのである。

保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、地域別その他の事情を考慮して国が定めた最低生活水準であるから、国民生活の安定向上と物価の変動に伴って変更されるべきものであり、第一二八表のとおり昭和二一年生活保護法施行以来今日まで、すでに一回にわたって改訂(なおこれに六回にわたる米価補正が加えられた)が行われてきたのである。この保護基準は、第八次改訂以降、基準額算定方式について理論生計費方式が採用され、最低生活に必要なと思われる品目を具体的に選定して、いわゆるマーケット・バスケットで組むこととされ、とくに飲食物については栄養学的見地から、その必要熱量(カロリー)の充足を図り、しかも基準額算定に際しては、性別、年齢別の相違にも適応し得る方式がとられている。

現行の第一四次基準改訂は、三二年四月から行われ、同年一〇月米価補正、三三年四月育児諸費が加算されたものであるが、飲食物費については費目別熱量構成を一般国民の熱量構成(国民栄養調査)に準拠し、さらに飲食物費以外では被保護世帯の生活実態を勘案して、費目別構成を合理化して改訂されたのである。なお保護基準の地域差は、大都市・中都市・小都市・町村の四段階とし、地域差の割合は消費者物価地域差指数その他の資料に基づいて、それぞれ一〇〇、九一、八二、七三という格差になっている。

前に述べたように、最低生活水準を確保するための保護基準は、一般国民生活との対比において常に相対的に変化するものであり、一般世帯に対する被保護者世帯の消費水準の割合は、第一二九表に見られるとおり、二六年以降、逐年低下の一途をたどり、三二年には第一四次基準改訂(同年一〇月の一米価補正を含む)を行つたにもかかわらず、なお、三六・三%という低い割合を示している。国民全般の消費水準は、三二年度も順調な伸長を見せているところから、一般世帯との格差は次第に拡大される傾向を示してきており、国民生活の均衡的発展を図る見地からも保護基準に再検討を加える必要があろう。

第128表 保護基準改定の推移

第128表 保護基準改訂の推移

改 定 年 次		標準5人 世帯の保 護基準額
改 訂 次	年 月 日	
第 1 回	昭和21年 4月 1日	200 円
第 1 次 改 訂	21 5 1	252
2	21 7 1	303
3	21 11 1	456
4	22 3 1	630
5	22 7 1	912
6	22 8 1	1,326
7	22 11 1	1,500
8	23 8 1	4,128
9	23 11 1	4,452
10	24 5 1	5,266
11	26 5 1	6,254
12	27 5 1	8,059
13	28 7 1	9,232
14	32 4 1	10,139
育 児 諸 費 (第14次改訂の補正)	33 4 1	10,360

厚生省社会局調

(注) 11次改訂以前は東京五大市の基準額、12次改訂以降は1級地甲の夏季における基準額。

第129表 一般世帯に対する被保護世帯の生計費の推移

第129表 一般世帯に対する被保護世帯の生計費の推移

年 次	被保護世帯 (東京)			勤労世帯 (東京)			$\left(\frac{A}{B}\right) \times 100$
	世帯人員	実 支 出	一人当り (A)	世帯人員	実 支 出	一人当り (B)	
昭和26年	4.3	8,812 円	2,049 円	4.64	18,120 円	3,905 円	52.5 %
27	4.7	11,407	2,427	4.70	22,001	4,081	51.8
28	4.1	10,670	2,602	4.67	27,540	5,897	44.1
29	4.0	10,924	2,731	4.75	31,450	6,621	41.2
30	4.0	10,983	2,746	4.69	32,388	6,906	39.8
31	4.1	11,078	2,702	4.41	32,603	7,393	36.5
32	4.0	11,586	2,897	4.39	35,074	7,990	36.3

厚生省社会局調

(注) 被保護世帯は厚生省社会局「被保護者生活実態調査」による労働者世帯であり、勤労世帯は総理府統計局「家計調査」による勤労者世帯である。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第四節 生活保護制度

二 実施状況

(一) 波保護人員の動き

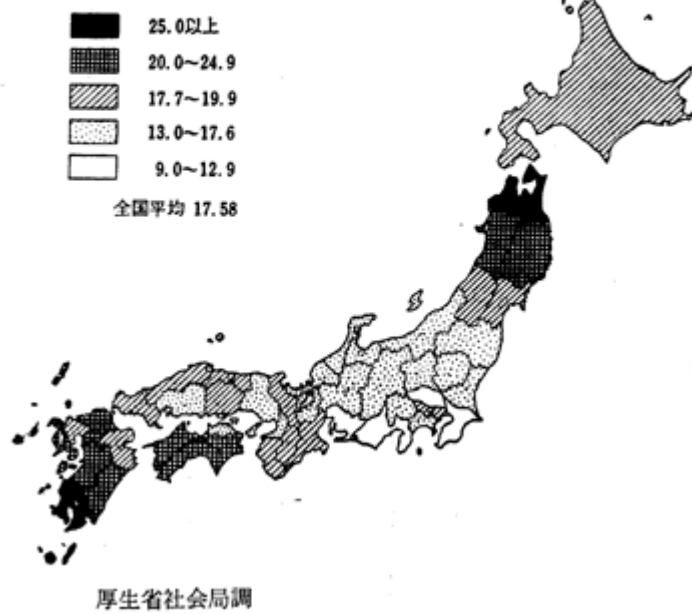
最近における被保護人員の推移は、きわめてわずかながらではあるが下降傾向をたどり昭和三二年一月にはわが国総人口に対し、一・七%というこれまでの最低値を示すに至った。次に、三三年六月現在における全国都道府県別の保護率(被保護人員を総人口で除した比率)を見るに第三一図で明らかとなり、九州と東北地方の両地域が高く、関東から東海地区にかけての太平洋沿岸が一般的に低くなっている。すなわち、鹿児島県が三三・二と最も高く、青森県が二五・六でこれにつぎ、一方静岡県は九・八で低保護率の首位にあり、これに愛知県(一一・七)、埼玉県(一二・三)、千葉県(一二・九)が続いている。

ところでこれまでの被保護人員の減少傾向がそのまま今後も持続されると言いきれるのであろうか。このことに関し注目されるのは、最近における経済事情であろう。すなわち、国際収支の赤字に対処して三二年三月、日本銀行が公定歩合を引き上げたことにはじまり、同年五月以降輸入抑制のための各種の金融的な措置がとられ、これを契機として、わが国経済はときあたかも世界的不況に直面し景気後退の一途をたどることになった。かくして、同年下半期このかた在庫調整と生産能力の制限策としての紡績工業に始まる操業短縮、企業整備は次第に鉄鋼業肥料工業等各種の産業部門に波及するに至り、これらの影響を受けて失業保険の受給者、企業整備による人員、さらには登録日雇労働者、完全失業者等は、第一三〇表に示すとおり漸増傾向をたどりつつある。生活保護は、社会保障の最後のしめくりであり、わが国経済の諸現象がもたらす国民生活への影響は相当の日時を経て被保護人員数に反映するものとされているのであつて、この点から考えれば、前述の失業等の問題は、生活保護にとつて今後楽観を許さないものがあるといえよう。すでに、最近被保護人員はわずかながら増加傾向を示してきているのである。

第31図 都道府県別保護率

第31図 都道府県別保護率

昭和33年6月



ここで自を転じて保護人員の推移について世帯主の労働力の有無という点からながめると、世帯主が労働力を有する世帯の全世帯に占める割合は二六年平均五七%であつたのが、三三年三月には四二%と著しい低下を見せてきており(厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」)、これに反し、高齢者世帯等世帯主が労働力を有しない世帯の比重が高まりつつあるのである。ちなみに三〇年九月全被保護世帯のうち一九・一%(一一万八、九九三)を占めていた高齢者世帯は三二年九月には二一・三%(一一万六、二一六)となっている(厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」)。しかしながら、労働力を有する世帯で生活保護の適用を受けるものが数にしてなお約二四万四、〇〇〇という多数を占めているという事実は、注目を要するであろう。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第四節 生活保護制度

二 実施状況

(二) 保護費の動き

最近数年間における生活保護費は、総体としては、第一三一表に示すとおりおおむね横ばい状態にあるが、これを保護費の九割以上を占めている生活扶助と医療扶助の一人当りのそれについて見るに、第三二図に示すとおり逐年わずかながらではあるが増高傾向を示してきている。これは、生活扶助については基準の改訂や被保護世帯の性格の変化(前述の労働力を有しない世帯の比重の増加)を反映したものであり、医療扶助については、後に述べるごとく入院医療の比重の増大によるものといえよう。

第130表 失業関係指標

第130表 失業関係指標			
昭和33年 9 月			
区 分	32年1月～ 7月平均	33年1月～ 7月平均	増減△
失業保険受給者(千人)	313	470	157
企業整備整理人員(千人)	9	26	17
登録日雇労働者(千人)	470	485	15
完全失業者(千人)	580	600	20
1求人当り求職者(人)	1.8	2.3	0.5

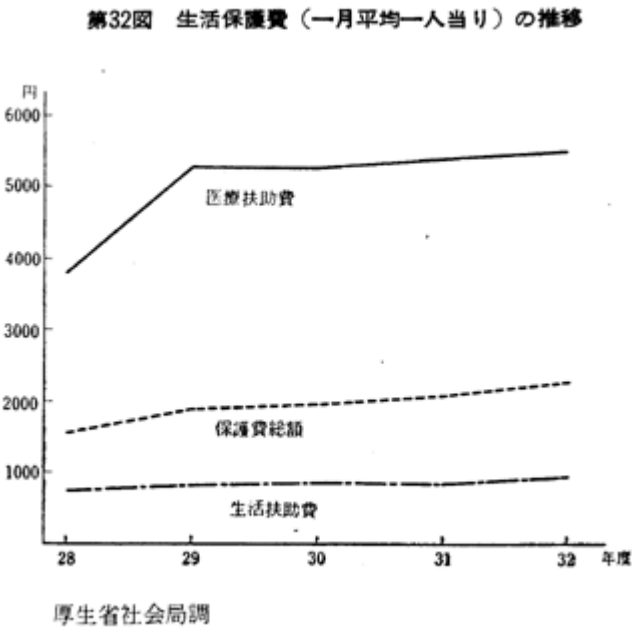
労働省職業安定局調
(注) 完全失業者は1月～6月の数字である。

第131表 国家予算(一般会計)と生活保護予算との比較

第131表 国家予算(一般会計)と生活保護予算との比較					
(単位 百万円)					
区 分	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年
一般会計才出予算(A)	999,879	1,013,314	1,034,922	1,137,465	1,312,131
生活保護予算(保護費補助金)(B)	34,377	35,783	34,780	34,844	36,247
$\frac{B}{A} \times 100(\%)$	3.44	3.53	3.36	3.06	2.76

厚生省社会局調
(注) 生活保護予算は事務的経費を除く。

第32図 生活保護費(一月平均一人当り)の推移



第二部 各論

第三章 社会福祉

第四節 生活保護制度

二 実施状況

(三) 医療扶助の動き

最近数年間における医療扶助人員が横ばい状態を続けていることは、生活扶助人員の場合とかわりはないが、ただ注目すべきことは、外来患者数がほとんど変動のないのに対し、入院患者数が依然として増大傾向をたどっていることである。すなわち、昭和二六年を一〇〇とした場合、三〇年には二倍をこえる二〇五・七と急増し、その後も漸増を続け、三三年七月には二四三・三を示すに至っている(第一三二表参照)。二八年頃を境として生活扶助費に首位の座をとつて代つた医療扶助費が、その後も増加を続け三二年度には、生活保護費総額四三五億円のうち二四一億円、比率にして実に、五五・四%を占めるに至つた原因は、ここに存するわけである(第三三図参照)。

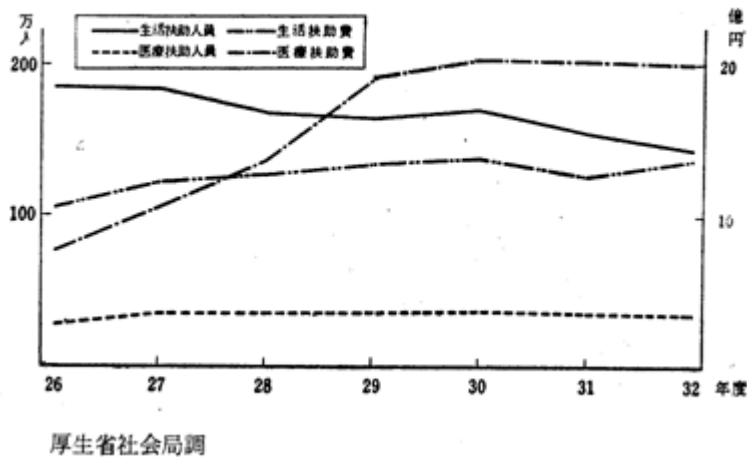
第132表 医療扶助人員の推移

第132表 医療扶助人員の推移						
年 月	総 数		人 院		外 来	
	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
昭和26年平均	268,820	100.0	65,637	100.0	203,183	100.0
29	359,155	133.6	125,856	191.8	233,299	114.8
30	381,698	142.0	135,013	205.7	246,685	121.4
31	374,622	139.4	139,532	212.6	235,090	115.7
32	366,546	136.4	145,830	222.2	220,766	108.7
33年 1月	359,085	133.6	150,526	229.3	208,559	102.6
2	361,228	134.4	151,801	231.3	209,427	103.1
3	365,872	136.1	153,270	233.5	212,602	104.6
4	356,066	132.5	153,621	234.0	202,445	99.6
5	365,804	136.1	155,375	236.7	210,429	103.6
6	373,899	139.1	157,413	239.8	216,486	106.5
7	381,154	141.8	159,730	243.3	221,424	109.0

資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」

第33図 生活扶助と医療扶助の推移

第33圖 生活扶助と医療扶助の推移



なお、医療扶助を単給(医療扶助のみを受ける)と併給(医療扶助と他の扶助をあわせて受ける)に分けて見た場合、三三年六月末現在単給は一一万五四三人、併給は四万六、八七〇人となっており、単給が併給の二・四倍を占めているがこのことは生活費はともかくとして、医療費の支払に困窮して、被保護階層に落ちる世帯の多いことを示しているといえよう。

次に医療扶助人員の動きを入院を中心として病類別受給期間別、一件当り医療費等からながめてみよう。

病類別

病類別患者の推移については、結核と精神病の入院患者がその数においても、また長期疾病という点からも注目を要するところである。すなわち結核患者は、二八年当時約七万人であつたのが三二年には約一〇万人に増加し、また精神病患者も二八年当時約一万三、〇〇〇人であつたものが三二年には二倍半にものぼる約三万二、〇〇〇人と顕著な増大を示している(厚生省社会局「医療扶助実態調査」)。

受給期間

次にこの医療扶助人員を保護の受給期間別に見たのが第一三三表であり、全体的には一カ月未満のものと一年七カ月以上のものがそれぞれ約四分の一を占めているが、入院患者のみにについて見ると一年七カ月以上が三七・二%に及んで長期入院の多いことを示している。とくに、病類別に受給期間を見ると、精神病入院患者の、約半数(四九%)が長期入院となり、ついで結核入院患者が三九%を占め、これらの疾病の長期傾向と累積傾向が示されている。

第133表 病類および入院・外来別の医療扶助受給期間の状況

第133表 病類および入院・外来別の医療扶助受給期間の状況

昭和32年9月

病 類		受 給 期 間	実 数					
			総 数	1 カ月 未 満	2 ～ 3 カ 月	4 ～ 6 カ 月	7 ～ 1年 6 カ月	1年7カ 月以上
総 数	総 数		33,562	8,843	6,898	4,507	5,099	8,215
	入 院		14,533	1,509	2,693	2,156	2,767	5,408
	外 来		19,029	7,334	4,205	2,351	2,332	2,807
結 核	総 数		14,101	1,057	2,535	2,294	3,006	5,209
	入 院		9,413	583	1,615	1,502	2,035	3,678
	外 来		4,688	474	920	792	971	1,531
精 神	総 数		3,266	189	499	434	599	1,545
	入 院		3,047	161	456	381	556	1,493
	外 来		219	28	43	53	43	52
そ の 他	総 数		16,195	7,597	3,864	1,779	1,494	1,461
	入 院		2,073	765	622	273	176	237
	外 来		14,122	6,832	3,242	1,506	1,318	1,224

資料：厚生省社会局「医療扶助実態調査」（抽出率 1/10）

医療費

また三三年七月における一件当り入院医療費をながめてみると、一万三、三九八円となっており(厚生省統計調査部「社会福祉統計月報」)、相当高額を経費を必要とすることがわかるのであつて、長期療養を要する結核・精神病をはじめとしてこのような疾病の医療に要する経費を全額自己負担できる階層はきわめて限られているといえよう。

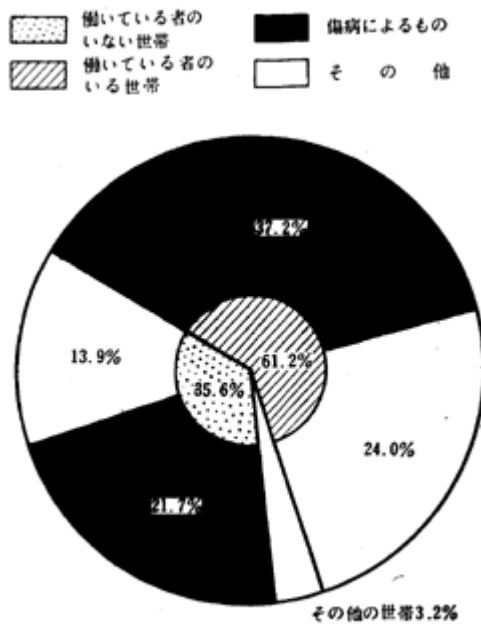
ここで被保護世帯と社会保険加入世帯との関係を三二年四月一五日現在で厚生省が実施した「厚生行政基礎調査」によつて見るに、全国世帯の社会保険加入率が七・一・六%であるのに対し、被保護世帯のそれは、二八・二%となっており全国世帯に比べると被保護世帯の社会保険加入率がきわめて低いことがわかるのである。このことは社会保険を利用できないがために生活保護の適用を受けることになった者がいかに多いかを裏付けることにもなるであろう。

ちなみに三三年六月の「生活保護動態調査」によつて保護開始の原因を傷病との関係について見るに、第三四図のとおり、傷病に起因すると思われるものの数を拾い集めると五九%(三二年九月は六四・九%)の多きに達し、傷病が貧困の直接的契機であることを如実に物語っている。

第34図 労働力類型別・理由別開始世帯数

第34図 労働力類型別・理由別開始世帯数

昭和33年6月



資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」

(注) 1. 33年6月開始数21,858世帯を対象としたものである。

2. 「その他の世帯」とは、他管内からの転入継続世帯である。

以上医療扶助の動きについてながめてきたが、これらのことは低所得階層にとって医療費がいかに重い負担であるか、また社会保険を利用できない国民がいかに医療費問題について困っているかを示しているのであつて、このためには国民皆保険のすみやかな実施が熱望される次第である。

さらに「第二章、第二節、一結核対策および二精神衛生」の項でも述べたとおり、結核および精神病の入院患者の治療費の支払方法を、三二年七月一〇日現在で厚生省が実施した「患者調査」の結果によつてながめると生活保護によるものがそれぞれ全体の三三・三%および四一・四%という大きな割合を占めている。これらの事実は本来結核対策、精神衛生対策として行われるべきところを、治療に要する費用のうち公費で負担する部分の地方公共団体の負担割合が、生活保護の場合に比し高率となつていること(結核予防法および精神衛生法に基づく公費負担割合、国一〇分の五、地方公共団体一〇分の五、生活保護法に基づく公費負担割合、国一〇分の八、地方公共団体一〇分の二)から、主として財政的理由によつてこれらの対策に積極性を欠く結果ともなり、相当の部分が生活保護に依存しているともいえるのであつて、これら公衆衛生施策の強化拡充が望まれるところである。

生活保護制度は、こうした諸施策の充実があつてはじめて本来の意味における最終的な補足的施策としての役割を果すこととなり得るのである。

第二部 各論

第三章 社会福祉

第四節 生活保護制度

三 保護施設

最後に、保護施設についてながめてみよう。生活保護法による要保護者の扶助の方法としては、それぞれの住居に住ませたまま保護を行う居宅保護と、特別に必要なものについて施設に収容しまたは利用させて保護を加える施設保護の二種類があり、この後者の施設を保護施設というのである。現在、保護施設の種類としては、養老施設、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設および宿所提供施設の六種類がある。なお、医療を必要とする者に対する医療の給付は、医療保護施設の外に、厚生大臣または都道府県知事の指定した六万七、八〇二カ所の指定医療機関においても行われている。

これらの保護施設は、地方公共団体、社会福祉法人等が経営に当り、全国的にまだ相当の不足をつけているが、なかんずく、生活困難な老人を収容するための施設である養老施設については、人口の老齢化現象と老齢者の被保護率の増加傾向からしてその増設が強く要望されているところである。

第134表 保護施設現況調

第134表 保 護 施 設 現 況 調					
昭和33年 3 月31日					
種 別	施 設 数	定 員	現 在 員	左 の うち 被保護者数	
養 老 施 設	544	34,276人	32,507人	32,507	
同 上 委 託 施 設	6	152	121	105	
救 護 施 設	58	3,532	3,573	3,480	
同 上 委 託 施 設	2	50	35	35	
更 生 施 設	77	9,926	11,884	10,600	
同 上 委 託 施 設	2	90	35	15	
医 療 保 護 施 設	109	14,815	13,541	7,175	
授 産 施 設	325	13,010	10,078	7,544	
宿 所 提 供 施 設	157	19,459	17,536	11,746	
計	1,270	95,018	89,119	73,052	
委 託 施 設 計	10	292	191	155	

厚生省社会局調
(注) 委託施設とは生活扶助を実施するうえに適當と認められた施設であつて保護施設に準ずる施設をいう。